

遊佐町告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、第552回遊佐町議会定例会を令和3年12月7日遊佐町役場に招集する。

令和3年11月9日

遊佐町長 時田 博機

第552回遊佐町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

議長報告

一般行政報告

教育行政報告

※発議案件の審議及び採決

日程第 4 発議第13号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会の設置について

※新規請願事件の審議について

日程第 5 請願第4号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める請願

日程第 6 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	齋	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	池	田	与	四	也	君
総務課長	中	川	三	彦	君	企画課長	佐	藤	光	弥	君	
産業課長兼	渡	会	和	裕	君	地域生活課長	畠	中	良	一	君	
農委事務局長	池	田		久	君	町民課長	後	藤	夕	貴	君	
健康福祉課長	舘	内	ひろ	み	君	教 育 長	那	須	栄	一	君	
会計管理者	菅	原	三	恵	子	君	農業委員会会長	佐	藤		充	君
教育委員	石	垣	ヒロ	子	君	代表監査委員	本	間	康	弘	君	
選挙管理委員会 長												

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林 エリ 主任 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第552回遊佐町議会12月定例会を開会いたします。

（午前10時01分）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

また、本定例会に説明員として、町長をはじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、遊佐町議会会議規則第127条の規定により9番、阿部満吉議員、10番、高橋冠治議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第552回遊佐町議会定例会の運営について、去る11月24日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日12月7日から12月10日までの4日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として議長報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。次に、発議案件1件の審議及び採決、新規請願事件1件の審議を行い、その後一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の12月8日は、前日に引き続き一般質問を行い、6人を予定しております。終了次第、令和3年度各会計補正予算4件、条例案件5件、事件案件2件を一括上程し、補正予算につきましては恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第3日目の12月9日は、終日、各常任委員会を開催します。

第4日目の12月10日は、午前10時からおおむね午後3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のため休憩に入ります。午後3時30分頃から本会議を開会し、請願事件1件の審査結果報告及び採決を行います。続いて、条例案件5件の審議及び採決、補正予算4件の審査結果報告及び採決、事件案件2件の審議及び採決を行います。次に、発議案件3件の審議及び採決を行い、終了次第、第552回定例会を閉会したいと思います。なお、請願事件については、採択された場合、その意見書の発議のため、議事日程に発議案件を追加することといたします。

議員各位のご協力をお願い申し上げます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日12月7日より12月10日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

議長報告

1. 議員の派遣について

遊佐町議会会議規則第129条の規定により、議員を派遣した。

(1) 第15回地域活性化フォーラム

○令和3年10月8日付

① 目的 議員の識見を広め議会活動の円滑化と機能の高揚を図る。

② 派遣場所 鶴岡市

③ 期間 令和3年11月19日(金)

④ 参加議員 副議長、文教産建常任委員会委員長

以上でございます。

次に、一般行政報告について、池田副町長より報告願います。

池田副町長。

副町長(池田与四也君)

一般行政報告

令和3年12月7日

1. 役場旧庁舎不要備品の譲渡会について。旧庁舎の解体を前にして、不要になった備品を町民に安価でお譲りする譲渡会を9月26日に実施しました。当日は約80名の町民からお越しいただき、大変な盛況ぶりでした。パイプ椅子をはじめ準備していた各種譲渡品は完売し、総額3万420円の売上金額となりました。

2. 第5次国土利用計画の策定について。10月21日に第1回国土利用計画策定委員会を開催しました。前回、平成24年に策定した第4次国土利用計画から10年を経過し、社会情勢の変化などを踏まえた修正と県との協議を経て、3月策定予定です。

3. 振興審議会の開催について。11月2日に振興審議会を開催し、遊佐町総合発展計画の後期基本計画と第6期実施計画案について諮問を行いました。各部会等での慎重審議を経て、12月17日に答申をいただく予定です。

4. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について。今年度、総額1億5,821万6,000円で17事業を盛り込んだ新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の実施計画について、9月30日に1億3,840万6,000円の交付が決定しました。また、11月18日には事業者支援交付金分1,398万7,000円が内定し、総額1億5,239万3,000円の交付額になる見込みです。

5. 舞鶴地内若者定住住宅地の貸付及び分譲について。7月から募集し、2事業者から応募がありました舞鶴地内若者定住住宅地4区画の貸付について、9月21日に民間活力賃貸住宅建築促進事業プロポーザル審査委員会にて審査を行い、応募2事業者に各2区画の貸付を行うことに決定しました。その後、10月19日に1事業者と町有地賃貸契約を締結し、既に建築工事に入っています。

また、同じく7月から募集した同地内住宅地9区画の分譲販売について、9月10日まで申込み受付を行い、5区画に6名から応募がありました。うち4区画については各区画1名の申込みのため審査により分

議決定し、1区画については2名からの申込みだったため抽選により1名に決定しました。その後、10月22日から先着申込順決定方式による残り4区画の二次募集を行い、現在まで1名の応募があり分議決定しています。なお、これまで決定した6区画の分譲地については、全て土地売買契約を締結しております。

6. 大平山荘2階客室改修工事について。9月30日、大平山荘2階客室改修工事が完成いたしました。これまでの会議室と大広間客室を、一人部屋4室、二人部屋5室、三人部屋1室へ個室化改修したものです。

次年度の夏山開きに向けて町内外の多くの皆様から利用していただけるよう、情報発信の強化に努めていきます。

7. 秋の観光誘客キャンペーンの取組について。昨年度に引き続き、「鳥海山神鹿角切祭」「鮭のつかみどり大会」等のイベントは中止となりましたが、10月15日から町内宿泊施設の宿泊者に町の特産品をプレゼントする「泊まってもらおう！遊佐の特産品」事業を展開しました。町内外の多くの皆様から利用していただき、3月までの実施を予定していますが、予定件数到達による早期事業終了が見込まれるほどの好評ぶりとなっています。

また、9月17日～10月31日まで鳥海山誘客対策として、大平山荘・さんゆう利用者に抽選でプレゼントが当たる「秋の鳥海山大抽選会キャンペーン」を実施し、多くの皆様よりご利用いただきました。

8. 令和3年度大高根農揚記念山形県農業賞の受賞について。11月24日、ホテルメトロポリタン山形において、大高根農場記念山形県農業賞の表彰式が開催され、本町からは、肉用牛への稲発酵粗飼料（WC S）給与による飼料自給率の向上と耕畜連携に係る先駆的な取組みなどに大きな功績があったとして、那須純一氏が受賞されました。

9. 松くい虫防除事業について。今年度の被害木調査を11月に実施し、その結果、被害量については、普通林において前年度比10%程度の減少となっています。今月下旬より冬季の松くい虫被害木伐倒駆除を行い、6月のマツノマダラカミキリの羽化脱出日までに、被害木の全量駆除を目指します。

10. ふるさとづくり寄付金（ふるさと納税）について。11月25日現在、庄内米やメロンを中心に、3万4,980件、4億8,387万7,000円の寄付をいただき、昨年同期に比べ件数が約1万件、寄付金額が約1億5,000万円の増となっています。

また、新規返礼品にグリーンストアのフルーツサンドなどが加わりました。今後も、返礼品の掘り起こしに努めていきます。

11. 新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援助成金事業について。地域産業、地域経済の維持を図るため、7月15日から新型コロナウイルス感染症対策の緊急経済支援として観光宿泊業、飲食業、小売業、建設業、製造業、生活関連サービス業等の事業者を対象に、緊急経済支援助成金の申請を9月30日まで受け付けました。合計で331件、3,643万9,000円の交付を行い、地域経済の維持に努めました。

12. 遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業について。遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業として、8月1日から8月31日まで実施した「お買い物は遊佐町で！Pay Payの利用で最大20%戻ってくるキャンペーン」については、1億9,692万4,856円のキャッシュレス決済の利用があり、キャンペーン特典の付与額は3,679万9,649円となりました。登録店舗数は120店舗となり、付与額が当初の想定を大幅に超えたことから、キャッシュレス決済導入の促進が図られ、町内経済の支援にもつながりました。

13. 遊佐町鮭シンポジウムの開催について。11月26日、遊楽里において遊佐町めじか地域振興協議会主催による、遊佐町鮭シンポジウムが開催されました。町内、県内のほか、秋田、新潟両県で鮭の人工孵化事業に携わる関係者約100名が参加し、鮭資源の現況や増殖への課題等を学びました。

14. 遊佐町除雪対策本部の立ち上げについて。11月17日、酒田警察署遊佐交番、酒田地区広域行政組合消防署遊佐分署、除雪業者18社による遊佐町除雪対策連絡会議を開催しました。また、12月1日に遊佐町除雪対策本部を立ち上げました。

15. 住宅支援事業について。住宅支援事業の11月19日現在の受付状況は、持家住宅リフォーム支援金181件、定住住宅新築支援金18件、定住住宅取得支援金6件となっています。このうち、下水道等接続を伴うリフォーム件数は34件となっています。

16. 下水道事業について。11月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数4,064戸のうち3,054戸で、接続率75.1%となっています。

農業集落排水区域では、供用開始戸数506戸のうち435戸で、接続率86.0%となっています。

17. 新型コロナウイルスワクチン接種状況について。町内での集団接種の状況については、8月と9月で16～64歳まで、10月に12～15歳までの小中学生を対象に、酒田市内の小児科医からも協力していただき、ワクチン接種を終了しました。現在は、集団接種で受けることができなかった約130名について、町内3医療機関からの協力の下、12月中に終了予定で個別接種を実施しています。

これまで、重大な副反応もなくワクチン接種を実施しています。

なお、11/24現在の接種率は、1回目92.5%、2回目91.6%となっています。

また、3回目のワクチン接種や5歳から11歳までのワクチン接種については、現在準備をしており、詳細が決まり次第周知を行っていきます。

18. マイナンバーカードの申請について。マイナンバーカードの普及を図るため、9月より毎月第2、第4火曜日に新たに夜間の申請窓口を開設しました。また、11月1日からマイナンバーカードの交付時に「米～ちゃんスタンプカードお買い物券1,000円分」を進呈するキャンペーンを始め、各地区のセンターまつりでの出張申請窓口や、衆議院議員総選挙期日前投票時の夜間及び休日申請窓口を開設しました。その結果、10月は230人、11月は396人の申請がありました。

今後も、マイナンバーカードの普及と併せて、活用方法などの周知を図っていきます。

以上です。

議長（土門治明君） 続いて、教育行政報告について、那須教育長より報告願います。

那須教育長。

教育長（那須栄一君）

教育行政報告

令和3年12月7日

1. 教育委員会会議の開催状況について。10月4日、11月25日に遊佐町教育委員会会議を開催し、遊佐町教育長職務代理者の指名、遊佐町文化財保護条例施行規則の一部改正ほか、規則4件、遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定、遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案が可決されました。

2. 教育委員の施設訪問について。11月18日、22日、25日の3日間、教育委員による町内小中学校および町立図書館の施設訪問を実施し、授業の様子を参観するとともに今年度の取組と成果について意見交換を行いました。

3. 遊佐町立小学校新校開校準備委員会について。総務部会を10月21日に開催し、各工事・設計等の進捗状況、スクールバスの購入、新校校歌制定委員会の進捗状況、教育後援会・同窓会調整会議の進捗状況、見守り隊、放課後の居場所づくりについて協議しました。

また、11月15日付で、総務部会、PTA部会、学校部会の検討内容と今後の方針、進捗状況の報告について、理事・委員の方々に通知し、教育委員会だよりや町のホームページにも掲載しています。

4. 学校教育施設整備について。11月30日完成：遊佐小学校エアコン設置工事（空き教室）。

2月28日完成予定：遊佐小学校校舎増築工事（12/1現在、進捗率65%）。

5. 遊佐高校就学支援事業について。通学支援の通学乗合タクシーについては、現在、松山方面、浜中方面の2路線を運行し、7名の生徒が利用しています。

普通自動車免許を取得する3年生に対し補助金を交付するキャリアアップ支援については、10月6日から申込みを開始したところ、6名の申込みがありました。年度末まで申込みを受け付けており、今後も増える見込みです。

県外志願者の確保については、遊佐町自然体験型留学生募集要項に基づき、11月8日～19日までの申込み期間を設けて募集した結果、9名の申込みがありました。12月に行う書類及び面接による町の選考に合格し、かつ3月の遊佐高校の入学試験に合格した者が、遊佐町自然体験型留学生として「遊佐高校支援の会」より支援を受けることとなります。

6. 学校運営について。各小中学校においては、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、運動会や学習発表会、輝雄祭等の各種行事が実施されました。

各校で授業改善に向けた授業研究会が行われ、「教科が好きになる授業づくり」を目指した取組が行われています。10月15日には町教育委員会委嘱公開研究発表会が遊佐小学校で開催され、外部講師による講演も実施されました。11月17日には県の委託を受けた「ICT活用による学習活動充実の推進事業」の公開授業が吹浦小学校で行われ、庄内地区小中学校の教職員60名ほどが参加し、一人1台端末の活用等について研修を深めました。

中学校体育連盟主催の新人総合体育大会においては、男子バスケットボール部、女子バレーボール部、女子ソフトテニス部団体、柔道部女子団体・男女個人、陸上部個人、剣道部個人、体操部個人が県北ブロック大会に出場し、多くの競技で素晴らしい成績を残しました。

また、県中学校駅伝競争大会に、男女ともに飽海地区第一代表として出場し、男子は東北大会に県代表として出場しました。

7. コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進について。各小中学校において、9月から11月にかけて第2回学校運営協議会が開催され、これまでの成果と課題を受けた熟議が行なわれました。遊佐中学校では「拡大学校運営協議会」として中学生も熟議に参加しました。1月から2月にかけて第3回学校運営協議会が開催される予定です。

また、地域人材を活用した中学3年生向けの学習支援塾では、学年の6割から参加申込みがありました。

講師13名の協力を得て、9月から2月まで、毎週土曜日の午前中に生涯学習センターを会場に数学と英語の指導を15回予定しております。

8. 民俗芸能公演の動画撮影について。10月24日に生涯学習センターホールにて、今年度中止とした遊佐町民俗芸能公演会の代替としたYouTube「遊佐町公式チャンネル」にて動画を配信するための各団体の演舞を撮影しました。

令和4年1月14日から動画を公開し、新たな手法で民俗芸能を広く周知します。

9. 旧青山本邸企画展について。「遊佐の古典文化」と題し、鳥海山麓の猿倉人形芝居の流れをくむ吉田清若人形芝居、併せて、漁業や海運に従事した人々が神仏に加護を祈り、神社に奉納したとされる船絵馬を11月30日から展示しています。

杉沢集落に生まれた吉田清若の手彫りの人形から伝わる素朴な伝統文化、また、昨年度、東北芸術工科大学文化財保存修復研究センターにより保存・修復作業を行った服部興野集落の船絵馬を令和4年4月17日まで展示します。

10. 北目菅原家文書目録・調査報告書について。平成24年から若手研究者により、中世からの在地実力者である北目菅原家に所蔵されている2,000点を超える史料について調査を行ってきましたが、長年にわたる調査内容を「北目菅原家文書目録・調査報告書」として刊行する運びとなりました。これまでも中性紙の封筒や保存箱などを提供して調査を支援してきており、調査成果は、町民対象の「ゆざ学講座」などを通して地域に還元されてきました。12月4日に、第1回「ゆざ学講座」を報告書の速報講座として開催しました。

11. 社会教育関係会議の開催について。11月4日に遊佐町図書館協議会、11月22日に遊佐町スポーツ推進審議会を開催しました。図書館の開館時間・休館日および町民体育館トレーニングルーム年会費の変更について審議しました。

12. 優良PTA文部科学大臣表彰について。PTA活動において特に優秀な実績を上げている団体として、遊佐中学校PTAが優良PTA文部科学大臣表彰を受賞しました。

13. 第50回遊佐町芸術祭について。新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、10月3日に開幕式典が行われ、芸術文化協会に加盟する18団体1個人のうち、11団体1個人によるステージ部門、展示部門を開催しております。12月11日には芸術祭閉幕式と遊佐町芸術文化協会創立50周年記念式典が開催され、芸文協創立50周年記念誌の披露も行われます。

14. 「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」と「いじめ防止」標語優秀作品の表彰について。今年度の子育てフォーラムは新型コロナウイルス感染状況を考慮し、実行委員会において延期と判断しましたが、式典で表彰予定だった青少年育成協議会主催の小中学生児童生徒の標語優秀作品について、11月14日に生涯学習センターにて表彰式を行いました。

15. 少年議会「マニフェスト大賞最優秀成果賞」受賞について。11月12日に地方自治体や市民団体などの取組を表彰する「第16回マニフェスト大賞」にて最優秀成果賞（成果部門全国1位）を受賞しました。

また、第19期少年町長・少年議会事業では、これまで14回の全員協議会を開催し、今年度の政策の「遊佐町の特産品について」と「遊佐町のイベントについて」を進めています。10月1日には遊佐町議会議員と意見交換会を行いました。

16. 青少年の社会参加について。中高生ボランティアサークルくじらは、子どもセンターや図書館の活動を行っています。また、各地区まちセンまつりや防災訓練での活動のほか、軽トラ市前日の清掃活動等を行う中で、遊佐町青少年育成推進員に加え地区自治会の環境推進員の方々の支援をいただくなど、地域協働活動への広がりを見せています。

17. 図書館事業について。10月10日に、遊佐町立図書館開館30周年記念事業が開催されました。当日は来場者へのプレゼント、読み聞かせ、中庭での紙芝居等を開催し、多くの来場者がありました。

18. 社会教育施設整備事業について。7月30日から施工していた遊佐町立図書館空調設備更新工事は、11月15日に完成しました。同月16日に完成検査を行い、改修が適正に行われていることを確認しました。

以上です。

議長（土門治明君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第4、発議第13号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会の設置についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会の正副委員長互選のため、本会議を休憩いたします。

（午前10時41分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時52分）

議長（土門治明君） 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

遊佐町沖洋上風力発電事業に係る調査等特別委員会の委員長に齋藤武議員、同副委員長に那須正幸議員。以上のとおり互選されましたので報告いたします。

次に、新規請願事件の審議に入ります。

日程第5、請願第4号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める請願を議題

といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 紹介議員の佐藤光保議員より補足説明を求めます。

4 番（佐藤光保君） ただいま朗読していただきました沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める請願につきまして、私から補足説明を申し上げさせていただきます。

さて、沖縄戦戦没者のことで私が思い出すのは、令和元年度遊佐町戦没者追悼式典の際行われた遊佐中学校生徒による沖縄修学旅行感想文の朗読です。それらの中で述べられた言葉は次のようなものであり、紹介いたします。

「絶対に繰り返してはいけない。あなたたちの死を無駄にしないようにしっかり学ばせていただきました。次また同じ過ちを犯さないよう、次の世代へ受け継ぎます。私たちに戦争を教えてくれてありがとうございます。ありがとうございました。沖縄戦を風化させないこと、戦争のない平和な時代を築いていくこと、これが私の使命ではないでしょうか。生きてくても生きることができない命が戦場にはたくさんあったのです。戦争の悲惨さは後世に伝えていくべきだと思いました。沖縄という地を通じて、平和について学びました。戦争の記憶の風化しつつある状況で、戦争が起こるのではないかととても不安になります。真実を知る必要があると思います。戦争を経験した人々の声、もう嫌だという当時の人々の気持ちだと私は思う。全員が繰り返してはいけないと思うことで今の平和が実現しているのだ。彼らが戦争を知らない私たちに戦争を起こしてはいけないと教えてくれ、また戦争を薄れさせずにいてくれるのだ。資料も風化してくる。私たちは、それに合わせてこれ以上戦争を風化させてはいけない」。

紹介は以上です。とても感動的な式典でありました。そして、それは戦没者の遺骨の尊厳を守らなければならないことが我が遊佐町においても受け継がれていることを示すものだったのであります。

以上、請願の趣旨をご理解の上、採択していただきますようお願いいたします。私からの補足説明といたします。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定に基づき、総務厚生常任委員会に審査を付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は総務厚生常任委員会に審査を付託することに決しました。

次に、日程第6、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

7番、菅原和幸議員、登壇願います。

7番（菅原和幸君） 新庁舎議場での本会議は今回で4回目となりました。質疑においても慣れてきた

感じがあります。9月定例会に続き、1番目の質問者となりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、対策が功を奏してか、鎮静化に向かっておりましたが、発生から5つ目となる変異株、オミクロン株が最近話題となりつつあります。県境を越える移動制限も緩和されつつありましたが、第6波にならないことを望むところであります。

さて、質問通告後の先月末に、町内の建設業関係団体などから本議会議長へ要望書の提出がありました。議会のデジタル化の効果を示すように、受付のその日の夕方には議会事務局から各議員にデジタル端末で配信されたところであります。その要望書に共通するのがウッドショックという字句でありました。経済産業省が公表しております資料には、コロナ禍での影響として木材、木製品の国内価格が今年9月時点で前年末比47%上昇しているとの記載がありました。本町の主要施策のうち移住、定住の促進、町民参画連携の推進などについてウッドショックの影響が懸念されるのではと考えるところであります。平成18年度に創設のきらきら遊佐マイタウン事業の対象事業の中に部落公民館の増改修があります。その助成額は実施要綱に記載され、交付限度額は80万円となっております。令和3年度予算では、同事業分として200万円が計上されておりますが、昨年度ありました増額補正予算の提案はこれまでありません。本年度の事業申請の概要と申請に係る審査、その後の対応について伺います。仮に申請した交付予定額の満額交付が受けられないため4年度申請に変更した集落は、同じ工事内容でも負担増になることが想定されます。社会情勢に合わせ、実施要綱の一部見直しなど、柔軟な対応も必要ではと考えるところであります。

次に、県が管理する施設に対する当町の今後の対応について伺います。水害予防組合法に基づき、法人として組織されておりました月光川水害予防組合の解散が過日議員全員協議会で示されました。昭和53年の月光川ダム完成以降、本町では洪水被害は少なくなっていますが、同組合は災害予防のため地域住民と連携し、除草などを実施してきた歴史があると認識しております。しかし、地域住民の高齢化に伴い、業者への委託が進み、負担増にもつながっている現状にあると理解をしております。町内を流下する河川は県管理の2級河川がほとんどであり、支障木が繁茂している場所が最近多くなっています。今年の3月策定されました遊佐町国土強靱化地域計画には、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点を置いて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要があると記載されております。流下能力の保持には、町予算計上額の増額が想定されます。水害予防組合は治水の一翼を担う立場でありましたが、私は前職で利水の立場にあり、河川の流下能力の保持については非常に関心事でありました。月光川水害予防組合の解散後の河川の在り方についてどう調整されているか伺います。

次に、鳥海南工業団地の鳥海南バイオマス発電所は、令和6年の操業開始後に酒田工業用水道から供給を受ける計画があるとのこと。同工業用水道の管網には日向川を水管橋でつないでいる部分があり、その附帯施設を当町が修繕したようであります。スクリーンのほうに映っている場所でございます。経年変化や洪水等で水管橋が損傷することも想定されますが、同水管橋の管理主体は遊佐町となっているのか伺い、壇上からの質問といたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 12月定例会となりました。定例会といけば、9月の定例会のときは菅内閣総理大臣でありましたが、10月4日から岸田内閣の発足、そして今第2次岸田内閣という形で、昨日から臨時国会が開かれ、補正予算等の審議、提案がなされると伺っております。地域の経済、非常に今大変痛んでお

ります。弱っておりますので、速やかなる補正予算等の可決を願いたいなど。そして、地域に何とかそれらを届けたいなど思っているところであります。そして、コロナウイルス感染症、収束するのではないかという形で、昨日あたりは東京都で7人の感染者ということでありましたが、変異株が、オミクロン株が出たということ、そして実は山形県でも天童市でクラスターが発生という形で、天童市が準備した忘年会支援プランがやっぱり一時中止せざるを得ないという状況がありますので、県内での第6波、全国での第6波が来ないことを願うところであります。

さて、7番、菅原和幸議員からウッドショックと町の施策、いわゆるきらきら遊佐マイタウン等についての説明が第1問目でなされました。きらきら遊佐マイタウン事業は、若者の定住や地域の活性化、長寿社会に向けた対応、環境問題など、町の将来的な課題について地域や集落、町民で組織する自主的な団体が自ら取り組む地域づくりの事業を支援するために平成18年度より実施しているものであります。助成の対象としては、地域の住環境整備のための事業や伝統文化の保存、イベントや講演会の開催など、助成額は事業費の2分の1で、上限を50万円としております。なお、集落公民館の増改修に当たっては、事業費が100万円を超える場合は、100万円を超えた額に100分の30を加算した額とし、助成金の上限を80万円としております。令和3年度の申請は、全てきらきら遊佐マイタウン事業の申込み、集落公民館に関するもので、12件の申請があったところであります。予算額200万円に対して、申請額合計が412万円で、212万円ほど予算を超過した状況となりました。これについて選考委員会を開催し、申請内容が助成要件を満たしていることを確認した上で、予算の枠が200万円と決まっている中での対応を検討したところであります。その結果、集落の区長さんに確認を行いながら、次年度に実施することが可能な6集落については次年度で対応することとし、破損の程度の事情により次年度対応が厳しいという6集落については令和3年度で助成を行い、集落公民館の修繕等へ支援をしたところであります。なお、今年度の申請12件のうち、100万円を超える事業費のものは4件で、そのうち2件を翌年度の対応としました。また、上限額80万円で申請があったものは1件で、今年度で既に対応済みであります。近年のきらきら遊佐マイタウン事業への申請状況を見ますと、台風などの暴風や大雪、暴風雪による集落公民館の屋根、外装の損傷や経年による内装の劣化、下水道への接続、エアコンの設置など、集落公民館の改修に関する申請が大変増えてきております。

なお、次年度の対応とした集落公民館の改修の内容としては、エアコン設置、外壁塗装、玄関スロープへの手すり設置、屋根瓦のふき替え、外壁の張り替え、トイレ改修、玄関手すりなどの設置となっております。1年先送りとなったことで、具体的にどのぐらいの費用に影響かは把握しておりませんが、建物の新增築と比べると木材使用量が少量であるため、影響は少ないものと考えております。しかし、集落公民館の改修工事など建設事業への助成が非常に増えてきている現状を踏まえるときに、イベント、講演会やその他の町づくり事業と同じ枠組みで助成している現在の助成制度を制度的に少し見直す必要があると考えております。また、例年4月15日から1か月間申込み期間を設けて申請を受付しているところですが、災害等で年度途中で修繕が必要になる場合でも翌年4月からの対応となり、工事が遅れることなどは課題として抱えております。次年度の事業実施に当たっては、これらの課題に対応できるよう、予算の確保と要綱の見直しを行い、制度設計を改善していきたいと考えております。

2つ目の質問でありました県が管理する施設に対する我が町での今後の対応についてということであり

ます。第1点目では、町内を流下する河川の管理についてであります。町内の2級河川については、月光川水系で月光川、洗沢川、牛渡川など11河川があり、総延長は49.5キロ、また日向川水系では西通川の1河川で、延長は7.8キロとなっております。河川管理者は山形県になっております。毎年6月に実施しております河川敷の草刈りについては、月光川水害予防組合の発注でこれまで実施されてきましたが、令和4年度からは町の発注で実施したいと考えております。また、事業のほか、水防区域も遊佐町が引き継ぐことで調整を行っております。具体的な調整事項については、所管の課長より答弁をいたさせます。

2つ目の質問でありました酒田工業用水施設の管理についてでありました。鳥海南工業団地に関連する施設管理については、遊佐工業団地の造成事業の実施に当たり、山形県と遊佐町で相互に協力し、事業の円滑の促進を図るため、昭和58年3月23日に遊佐工業団地に関する覚書を交換しており、山形県が整備した施設は無償で移管を受け、かつ当該施設を町が管理するものとなっております。その後、団地造成が完了した平成12年に、覚書に基づき一部施設を除いた施設の移管を行っております。移管対象施設については、団地内の道路、雨水排水施設、汚水排水施設、上水道施設、水道橋となっております。議員からご質問ありました日向川をまたいで水管橋の移管については、平成29年に山形県、遊佐町合同での水管橋点検を行い、補修の必要がある箇所については補修工事を実施していただいた後、平成31年3月29日付で山形県と財産譲与契約書を交わしております。なお、水管橋に添架しております工業用水配水管につきましては、山形県企業管理者が管理をいたしております。

以上の経過により、現在では施設に係る費用は一部を除き遊佐町で維持管理することとなっております。鳥海南工業団地における施設については、今後も継続的な点検を図り、適正な維持管理に努めてまいります。

以上であります。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） それでは、私のほうから月光川水害予防組合と河川の管理についてご答弁させていただきたいと思っております。

月光川水害予防組合は、明治15年に水利士功会として創設、明治26年に水害予防組合として設置され、月光川水系にあった関係団体の統合や管理区域の編入、除外を経まして、昭和41年にほぼ現在の組織になったと記録がございます。約140年という長い歴史を持つ組合組織でございます。水害予防組合では、昭和24年度水防法制定当時、全国で661組合存在してございましたけれども、法律の改正や町村合併などもあり徐々に減少いたしまして、令和3年4月1日現在、全国で11組合しかございません。通常その区域は複数の自治体で構成されておりますけれども、単独の自治体のみ存在するのは日本で唯一月光川水害予防組合だけという状況でございます。

さて、水防法には、市町村がその区域における水防責任を有するが、水防事務組合があるときはその限りではないとあります。法令上の水防責任は、遊佐町の場合、町全体の対象区域の8割が月光川水害予防組合の区域で、残り2割は町が水防責任を有する区域になってございます。実態としまして、水害時に活動に当たりますのは消防団ですが、消防団を指揮する町長は月光川水害予防組合の管理者として8割の区域の水防活動も指揮することになり、消防と水防が一致しないという大変分かりにくい状況になってございます。また、月光川水害予防組合の管理者が水防計画を作成し、消防機関を指揮、統制し、水害予防の

実務を担うことは現実的ではなく、このねじれた状態は町が策定します地域防災計画にも相当の影響を及ぼしてございます。歴史的に見ましても、特に1町5か村が合併して現在の遊佐町が誕生したこと、それから土地改良法の制定、水防法の制定、改正及び河川法の制定、改正等の経過を見ますと、遊佐町における水害予防組織としての役割を終えたものとも言えるとも言えます。月光川水害予防組合は、近代以前から続くこの地域の歴史の中で、先人が残した治水事業引き継ぎ、基本的には県が管理することになっている河川を地域住民が負担する組合費により、主に草刈りなどの河川事業として実施してまいりました。解散後は、水防区域と併せ、草刈りなどの河川管理事業についても町が引き継ぐことで調整を行ってございます。

次に、河川管理者への要望についてでございます。河川流下能力向上緊急対策計画が今年度で最終年度を迎えるということで、令和3年6月の1日付で庄内総合支庁河川砂防課長のほうから次期計画策定のための基礎資料として、実施要望箇所の紹介がございました。月光川水害予防組合議員の皆様のご意見をいただいた上で、遊佐町としましては25か所、要望箇所の順位を付して提出をさせていただいております。今後につきましても、地元の方々のご意見をいただきながら、県に要望活動を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから質問させていただきます。

最初に、冒頭のウッドショックの影響について質問させていただきます。実は私の自宅の集落にある工務店に勤めている方がいらっしゃいまして、よく道路を挟んで雑談をする機会があります。その中で、最近材料が上がって意外と大変だという話もありまして、ではどのぐらい上がっているのだと聞いたら、やっぱり2割から3割ぐらい上がっているのではないかと、そういうことでございました。実は昨日もまた会って、またその話がありまして、最近木材だけでなくステンレス関係の部材と申しますか、それも入りにくくなっていて、ステンレスのねじですか、あのブーとやるやつ、あれも何か品薄になっているというような、そんな話を聞いたところでございます。それで、3割ということなのですが、あくまでもその人の主観でしたので、何かいい方法ないかということをお自分なりにちょっと研究しまして、公的な事業で比較できないかということをお考えてみました。それで、実は総務課長のほうにあらかじめお願いしておりましたが、今年の10月31日、衆議院議員選挙ございました。それで、1月の24日には県知事選挙ありまして、必ずポスターの掲示場が町の選挙管理委員会のほうで設置になると思います。これですと、建設業組合さんのほうにお願いするという状況もありますので、一定の単価の違いが比較ができるのではないかと勝手に思いまして、総務課長のほうに事前をお願いしたのですが、その結果についてお話しできればお願いしたいのですが。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

ただいまの質問は、2つの選挙の際のポスター掲示場に係る原材料としての木材の比較という意味で捉えておりました。今年の1月に実施をされました山形県知事選挙、これのポスター掲示場に係る見積りの段階で、令和2年の11月ですので約1年前ということになりますけれども、その時点での合板であります

が、いわゆるベニヤ板でございますが、これが単価として1枚1,350円という単価でございました。一方、今年の10月末に実施をされました衆議院選挙、こちらの見積りについても、これもやはり10月ぐらいでありましたが、約1年後であります、同じ合板であります、1,800円という単価でございました。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 1,350円と1,800円、そうすると大体1.3倍、3割強。雑談でしゃべった2割から3割ということであれば、おおむねそんな状況かなと。ありがとうございます。

それで、ちょっと時間もないので早速入っていきますが、きらきら遊佐マイタウン事業については、本来、壇上で申し上げたとおり、補正対応でもあってもいいのではないかと思いますこの準備をしたところですが、自分なりに見ますと、私27年からこの立場になっておりますが、25年からの決算書等を見ますと、令和元年までは毎年300万円の予算を計上してございまして、補正対応したのは昨年の令和2年、19万1,000円ほど、約20万円弱ですが、初めて補正になったということもありまして、補正もあってもいいのではないかと思いますおりましたが、今答弁で先ほどあったとおり、200万円に対して400万円くらい、倍ぐらいの申請があったということで、それなりに理解をしたといえますか、ただ記憶によりますと当初は非常に風雨が嵐が増えたりして、いろいろな公民館でそういう外壁が傷んだとかということは聞いておりました。

それで、先ほどの町長答弁の中に、すみません。その前に、今の執行状況を見ますと、平成27年から令和2年まで執行率、自分なりに計算してみますと一番低いときで平成29年の約5割消化でした。あと、令和2年度が最も高い執行率で98%。平成27年の年もそうでした。そんな状況の中で、このきらきら遊佐マイタウン事業もいろいろニーズがあるのかなと、そのように思っております。そんな中で、先ほどの答弁の中で、この事業制度の見直しも検討したいというような発言もございました。現在の助成制度を見直して、例えばイベントとか、公民館関係のハード事業といえますか、それと分けることを検討するという趣旨の答弁だと思います。私なりにちょっと試算してみますと、この公民館事業で例えば150万円くらいの事業を申請したとしますと、先ほど要綱にあったとおり、100万円までと100万円超えた分で率が違いますので、それと加味しまして、例えば150万円プラス50万円、約3割増しますと200万円くらいになるかと思いますが、200万円と比較しますと、同じ工事内容でやっても230万円超えるくらいの負担増になると試算したところでございます。令和4年度に回ってもらった集落もあるようですが、同じものをやるにしても集落の負担が約150万円から200万円に、事業費3割アップしたとして、同じことをやるにしても30万円くらい集落の負担が増えるという試算をしたところでございますが、壇上でも申し上げましたが、コロナ禍という中でのウッドショックでございますので、要綱は要綱で仕方がございませぬが、令和4年度でその辺の対応をどうなさるか、まず企画課長のほうにお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答えをしたいと思います。

まず、制度の見直しということで、集落公民館の部分とコミュニティー事業、イベント事業を分けまして、公民館部分については別枠の予算でということで来年度実施しようかということで今進めているところになります。今年度の事業については、町長からも答弁あったとおり12件あって、全て集落公民館で、全ての補助額を計算すると400万円を超える額ということで、その全てを採択してということになります

と、要綱上は予算の範囲内ということでなっておりますので、半分ぐらい、5割ぐらいしか補助行かないことになってしまうという状況になりました。そこで、各申請のあった集落にその半分でもいいか、あるいはまた来年に回っていただけるかという打診をして、一部の集落からは4年度に先送りをさせていただいたところになります。今年度分につきましても、上限の80万円が1集落あったということになっておりますけれども、実は先に回っていただいたのですけれども、その中でもまだ予算額を超えておまして、実際の交付額は66万7,000円、約80%ちょっとしか交付できていない状況になっております。結果的にそうなったわけですが、最初に区長さんに相談させていただいたときも半分ぐらいしかないということで、今年もしやっていたとしても半分ぐらいですので、例えば来年、事業費30%アップした段階の集落の負担と今年の補助金が半分になったときの集落の負担がどちらが大きいかというあたりもしっかり把握しないといけないのかなと思っております。

あと、令和2年度は補正で超えた部分対応したのですけれども、令和2年度につきましては集落公民館の下水道の接続工事が2集落でありまして、下水道の接続については町の優先課題ということもありまして、令和2年については補正で対応させていただいたという状況になっております。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） ちょっと分かったようで分からないような理解させていただきますが、基本的には令和4年度で行う場合もかなり増額、負担増になるということが現実だと思いますので、その辺新年度予算の対応の中で、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、県が管理する施設に対する当町の今後の対応についてということでございます。水害予防組合が解散する状況になるようですが、先ほどの町長答弁では河川敷の草刈りは令和4年度からは町の発注で実施をします。それから、前も一般質問した経過がありますが、水防協議会についても遊佐町が引き継ぐと。あと、管理者への要望は今後、県に町が要望をつなぐというようなことのようにございました。それで、私も洗沢のほとりといいですか、周辺に六十数年住んでおりますが、私が小さい頃、土手を越えて田んぼに越流したこともございました。そういうこともあって、草刈りといいますか、その流れを、草刈りというのは一つの自分たちの安全を守るという意味があつてずっとやってきて、毎年やってきたという事実があります。実質圃場整備に、時期若干早かったのですが、河川改修で広げてもらったと、そういう工事もしていただきまして、私もその買収の一人だったのですが、非常に河川改修によって洪水は少なくなっている状況にはあります。

それで、他の例を申し上げますと、先ほど53年度に月光川ダムができたと申し上げましたが、実は月光川左岸地区の圃場整備事業を計画する際に、西通川と月光川の合流地点、あれが非常に湛水しまして、毎回のようにあそこが3ヘクタールぐらい水浸しになって非常に問題だったものですから、そんな中で当時、初めてだったのですが、一体施工で湛水防除事業ができるということで、今町で管理してもらっている排水機場を造った経過があります。その当時はそれで最高だと思ったのですが、やっぱり水害が、河川とか広げていくと災害は非常に少なくはなっているのですが、やはり草刈りとかの作業は一つの集落の共同作業といいますか、自分たちの安全を守るという意識の中で根づいてきたかなと、そのように思います。ただ、やはり高齢化によって自分たちでできないということで、町のほうにお願いして業者発注といいます

か、それが多くなっている状況にはあるということは理解をしております。それで、一応月光川水害予防組合解散ということでしたが、実は平成30年の年のデータ、ホームページのほうにデータあったものから、それを分析しまして、自分でグラフ化しました。それで、それで質問しようと思いましたが、昨日町のほうに、待っていたかのように令和2年度の決算が載ってしまっていて、今日、朝早く起きまして、ちょっと自分なりに見直してきたところでございます。そうしますと、ちょっと比較しますと、基本的には賦課金、管理者が町長になっております。あと、県からの支出金といいますか、それとあと町の一般会計からの繰り出し、大きく言えばこの3つで構成になっている状況にあります。それで、さっき言いましたとおり、平成30年度と令和2年度を比較しますと、予防組合の河川費が136万円増えておりまして、約1,120万円。それから、令和2年の組合費プラス町の補助金等で1,740万円ほどでございます。それで、やはり先ほどから申し上げている、安心と安全を守るためには、安全を維持するためにはやはり今まで以上の、今までかかった金は確保しなければならないと、そう思っておりますし、勝手に想像しますと水害予防組合解散後は町の予算から約1,500万円以上の増額になる必要があるのかなと、そう思っております。課長にその点でお伺いしたいと思います。1点目です。

もう一つは、水害予防組合のほうに県のほうから令和2年度で約280万円ですか、交付になっているようでございます。平成30年度と令和2年度で70万円ぐらい増えておりますので、例えば今後も県から来る、交付いただくお金が増になる見通しがあるのかどうか、その2点お伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 島中地域生活課長。

地域生活課長（島中良一君） お答えいたします。

まず、河川の草刈りにつきましては、先ほど町長答弁にもありましたとおり、これまで月光川水害予防組合のほうで発注して実施をしてきました。月光川水害予防組合の会計につきましては、組合費の歳入のほうで約1,000万円となっております。また、草刈り経費等につきましては、昨年度の実績でございますけれども、約1,250万円となっている状況でございます。草刈り等の経費につきましては、人件費、そして草刈り単価等の上昇によりまして、月光川水害予防組合の会計の不足分につきましては平成30年度より一般会計から補填をさせていただきまして、実施をしてきたところでございます。月光川水害予防組合につきましては、来年7月をめどに解散の予定でございますけれども、河川等の草刈りにつきましては一般会計をもってこれまでどおり河川の維持管理、安心、安全のため実施してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、県からの補助金ということでございました。県からの補助金につきましては、令和元年度、おとしにつきましては県のほうから208万円、そして令和2年度につきましては280万円という形でいただいております。県のほうに確認しますと、県の予算の範囲内での配分となっているのだということでございます。大幅な増額は難しいと思われましても、今後も例年並みの補助金のほうはいただけるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 2級河川は県の管理ですので、倍額まではいかないとしても、増額のほう要望を続けてやっていただければと思います。

次に、実際の河川管理に関する状況について申し上げますと、地元の要望が非常に私にも来た経過がありまして、今年の8月6日、文教産建常任委員会のほうで洗沢川の中山の桜並木の上のほうを視察されたと伺っております。それについて申し上げますと、一応経過がありまして、令和2年頃に増水があった。その前から実は話あったのですが、地域生活課のほうにも要望しておったのですが、なかなか実現が難しかったのですが、今年の3月に県のほうの、庄内支庁の河川砂防課のほうで対応いただいたという経過があります。正直言えば、柳がもう繁茂しまして、それこそ水害予防組合で下刈り機を持って集落の方が行っても、刈っても刈っても次の年になると増えていってしょうがないという、そういうことがありました。それで、結果としてやったところ、今年の5月24日の日に高瀬の会場で町政座談会ありまして、そのとき升川の副区長の佐藤さんから町長に対して御礼の言葉があったと。それから、もう一人は丸子の区長さんからです。同じようにお礼の言葉があったということで、私ちょっといたものですから、そのことは記憶しております。その2つの集落から聞く言葉が「やっと川らしくなった」と。そういう本当の、本音の発言だと思いますが、それいう言葉が来ております。実質私も27年からこういう立場になっておりますが、29年頃でしたっけ、このことを議会で申し上げましたら、時田町長が発言する場所が違うということで、それは重々分かっていたのですが、やっぱり月光川水害予防組合と議会とは違うと分かっていて、発言する場所が今までは非常に慎重にやってきたという経過があります。今回は、もう水害予防組合、解散になれば、こういう議会の場でいろいろ議論を進めてもいいのかなと、そう思っているところでございます。

それで、これから申し上げたいのは、升川並びに先ほど言った丸子、これについては私にも来たので、町の町長を含めて要望活動をされたと、かつ県のほうの河川、砂防のほうにも要望活動に行ったという経過があります。ただ、2つに共通することが、自分たちでやれることは自分たちでやるから、何とかやってくれないかという言い方なのです。というのは、升川については柳の木、運び出すと藤島のほうに運ぶと、その運搬費だけでかなりになるということで聞きましたら、升川のほうでは自分たちの山に置いてもいいよということで、自分たちのほう準備していただいたと。あと、そこに撤去したので、本当にお金もかからなくて済んだということで。もう一つ、丸子についても、石積みに木の根っこが行ってしまって、それを刈れなくなったということで、そういうことで、では除草剤をまくかということになって、その除草剤をあそこに、高瀬川の鮭組合もございますので、そういう調整は全部集落のほうでやったという経過があります。そして、自分たちはこれやるから県のほうでお願いしますという動きしたものですから、課長のいろいろな力もあったと思いますが、県のほうからやっていただいたという。県もやりやすかったという言い方は悪いのですが、そういうふうにつながったのかなと思います。

それで、ちょっとここからは提案なのですが、洗沢のほうで非常に柳の木が繁茂していますが、実は、月光川の朝日橋あります。あその上流見ますと、夏場になりますと非常に柳が繁茂しております。今後、町全体の一つの課題が、冬になると葉っぱ落ちますが、もう月光川の河川敷自体もう柳の木で繁茂する状況が今後も続くのかなと、そういうことでございます。それで、一つの提案なのですが、さっき言ったとおり運び出すとお金かかるものですから、実は課長と一緒に、洗沢の件のときにちょっとやったことがありまして、柳の木とか支障木を砕く機械がある。粉碎機といいますか、入れてやるともう粉々の状態になって出てくると。写真は課長のほうにやっておりますが、そうすることによって物が残らないものですから、非常に、ある山林にまいてもいいよという方もいらっしゃいました。そういうことで、ちょっと抽象的な

話で申し訳ないのですが、今後例えば町の負担が増えるということの中で粉碎機を購入して、またはリースなんかできないものかどうか。それで、県が発注した請負の方にその機械を貸与して、それで処分したら、形にして残らないものですから、そういう粉碎機等を町のほうで準備することによって、まして県が今後事業をやりやすくなるのではないかなと、そう勝手に思っているところでございます。その辺課長、試験的にやったものを一緒に見ているわけですが、質問させていただきます。

議 長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

まず、町のほうから県への河川の要望内容につきましては、大きく2つになるのかなと思います。1つ目は、河積を確保するための堆積土砂のしゅんせつ、そして2つ目は堤外に繁茂します支障木の撤去が主な要望内容になってくるのかなというふうに思っております。県のほうでは、しゅんせつ、そして支障木の撤去の作業に当たる際、町のほうへ処分地とする町有地等のストックヤードがありませんかということ町の方へ照会がございまして、現場の近くにストックヤードがあると、残土の運搬経費、そして支障木の処分費、大幅に軽減されまして、作業量が増えるからということでございます。これまでも、今議員のほうからありましたとおり、洗沢川の支障木の撤去、そして川は変わりましたがけれども、西通川のガツギ撤去につきましては、地元集落のほうからストックヤードを提供いただきまして、仕事量はかなりはかどった経過がございまして、今後、このような形で県のほうでしゅんせつ作業入ったときはぜひストックヤード等の情報提供をいただければありがたいのかなというふうに思っております。

また、ご質問いただきました支障木処理を目的とします破砕機でございますけれども、議員と一緒に破砕作業を現場のほうで確認をさせていただきました。軽トラックにあふれんばかりに積んだ支障木、破砕機にかけますとほんの一抱え程度になる、減少をするというような非常に有効な機械でございました。碎きますと若干の、ほとんどボリュームがなくなりますので、ストックヤードへの専用面積にも負担がかかりませんし、大量の支障木の処分が可能となりますので、大変効果的なものであったのかなというふうに現場のほうを確認しておりました。破砕機の購入につきましては、遊佐町のみならず他市町村でも使用可能な機械でございますので、県へ粉碎機の有効性について情報提供させていただき、ぜひ県のほうから購入していただくように、この有効性について十分ご理解いただくように県の担当者のほうに情報提供をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） ぜひ県のほうに要望していただいて、実現していただくようお願いしたいと思います。

時間もありませんので、次に酒田工業用水道の施設について質問した件について申し上げます。概要を聞いていますと、約束でもう町のほうで譲渡を受けるという契約が最初からあったと。私は、県営事業でいろいろ施設やった経過がありますが、県は必ず申請者のほうに譲渡すると。それは十分理解しておりますので。ただ、昭和六十……かなり前ですので、町長からいきますと奥山佳介町長の後、菅原町長、たしかその頃、だとすると今から40年前くらい、ざっぱに計算すると40年くらい前の契約で今やっと財産の譲渡が町のほうにあったと、そういうことで理解をします。それで、施設については先ほどの質問の中で画

面にも映しましたが、各議員のサイドブックスのほうにも載せてございます。橋脚の上に工業用水と使った水を流す污水管がありまして、工業用水は県の企業局で、あと以下の污水管と橋台といいますか、それは遊佐町だということで事前に畠中課長のほうから確認をしたところでございます。それで、施設を受けたにしても、譲渡された施設は橋梁の長寿命化修繕計画や、29年の3月に策定されました公共施設等の総合管理計画のインフラに関する部分の対象になると思います。それで、多分占用物件ですので、この件に関する収入は多分ないと思います。道路の中に管を入れても、実質はお支払いしていませんので。ただ、今でももらっているはずです。今後、鳥海南工業団地に操業します企業から一定の減免期間が終われば、かなりの固定資産税が入ってくると思います。施設管理譲渡等によって、多分私もないと思うのですが、その譲渡によって管理費名目で町のほうに新たに入るような歳入はあるもののでしょうか。多分ないと思いますが、確認をさせていただきたいのですが。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

譲渡をされました水道橋につきましては、県より移管を受けまして、現在町の管理となっております。水道橋につきましては、河川管理者であります県より河川占用の許可をいただいておりますので、当然ながら定期的な点検は今後にも必要になってくるのかなというふうに考えてございます。

また、水道橋の占有者からの収入についてでございますけれども、令和2年6月22日付で普通財産使用貸借契約書の締結をしております。その中で、公共用に供するものは無償とされてございますので、水道橋に添架されている県で管理しています工業用水管の占用につきましてはいただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 時間も昼前に終わりますので、実はこの水管橋の下流に前から11番議員が何回となく発言されました栄橋がございまして、やっと撤去になるようですが、あれも実は、私も小さい頃見ておったのですが、段違いになっています。といいますのは、あれは災害で1回流されたものですから。災害復旧事業というのは壊された部分だけしか復旧できないということで、段違いになっているという状況がございまして。ただ、あそこの今の水管橋、実際見に行ったらコンクリートでございまして、そういうものはないと思いますが、やはりあそこの用水が遮断されますと企業のほうで、例えば発電とかほかの企業もありますので、営業に支障を来す場合もあると思います。ですから、当然、大きい災害であれば別なのですが、そういうことがあれば営業的な補償も求められる可能性もあると思います。かつ、日本海では想定をされないかもしれませんが、例えば日本海で地震あったとき津波が来たときに逆流してくるということも、国道7号の橋もありますが、想定されると思いますので、財産は受け継いだということでこれは分かりませんが、リスク管理みたいなことを今後検討すべきではないかなと、そう思っております。

ちょうど12時になりましたので、これで私の質問は終わります。以上です。

議長（土門治明君） これにて、7番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（正 午）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、小学校統合に伴う学校外の安全対策についてお伺いいたします。令和5年度の小学校統合に合わせて、いろいろな点で具体的な内容も決定しているようであります。しかし、通学に関することや学童保育、放課後子ども教室など、学校外に関する安全、安心については議論が不足しているように感じますが、どのようになっているのでしょうか。特に象徴的な項目として、統合に伴いスクールバスによる登校は必須となりますが、通学路や通学方法、安全対策に関する検討はこれまでどのようにされてきたのか。また、子どもセンターでの放課後児童クラブをはじめ、各地区でのこれまで運営してきた子ども教室のような放課後の子供たちの居場所としてきた事業をどのようにするのかの状況を伺います。特にこの2つは新校開校と同時に動き出すはずですが、その検討は遅いのではないのでしょうか。これまでも小学校の統廃合について、特に保護者の方々はその不安が多岐にわたってあったと思います。子供たちが安全に登下校でき、放課後も安全に過ごせること、そして保護者の不安を解消し、毎朝安心して学校に送り出すことができる環境にするために具体的な対応をどのように考えているのか伺います。

2つ目として、地域医療の維持・発展に対する行政としての対応をお伺いします。これまでも町内の医療機関が少なくなり、医療過疎が問題視されてきました。特に昨年からのコロナ禍による医療機関への負担は課題となっていると思います。遊佐町は感染者が他の自治体に比べ少なく済みましたが、ワクチン接種などにおいて多大なご協力をいただきました。町営の医療機関を持たない当町は、公立病院に関する過度な財政負担がなく、民間の医療機関に町民の健康維持を依存してきたと思います。しかし、町内の医師も高齢化となり、これまでのようにその体制を維持していくには行政の協力は不可欠だと思います。また、これまでご協力いただいたことに対し、お手伝いできることがあるならば積極的に行う必要があるのではないのでしょうか。そこで、これまでのご尽力に感謝し、今後の地域医療の維持、発展に対して町はいかに協力していくのかの考えを伺い、壇上での質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 8番の赤塚英一議員より、学校統合に伴う学校外の安全対策という質問が第1番目になされております。答弁に入ります前に、過日、遊佐中学校3年生、県道にて通学時に交通事故に巻き込まれて意識が戻らずの知らせでありましたが、12月2日、議員全員協議会の場で教育長より、意識が回復しつつあるとの報告があったこと、本当にうれしい情報でありました。将来ある中学生、順調な回復をお祈りしたいと思っております。また、先月には、令和3年度の第2回遊佐町通学路安全推進会議が関係機関参加の下に開催されたこと、現場での合同点検も行われ、課題の共有と対策について既に図られたという報告をいただいておりますので、今後の町内での子供たちの通学上の無事故をまずは願いたいなど思っているところであります。

さて、統合について、現在進められている小学校の統合については、現在、令和5年4月の統合新小学

校の開校を目指して、遊佐町立小学校新校開校準備委員会において協議しながら進められているところがあります。その中でも、登下校時の見守り活動である見守り隊に関することや、放課後の居場所づくりとして放課後児童クラブ、放課後子ども教室について新校開校に向けてその在り方が検討されているところでもあります。当然その中身は開校後においても子供たちの安全、安心を前提に検討されており、そのためにも今後の在り方の方向性を定めるためにまちづくり協議会などの関係機関にも諮りながら協議が進められているものと理解をしております。また、統合新小学校の開校に伴い、スクールバスによる登下校をする子供さんたちが増えることとなりますが、それに伴うバスの安全でスムーズな運行に向けて、新校開校準備委員会でのPTA部会において検討されております。小中学生の混乗やバスルートの変更など、様々な状況をシミュレーションして、最も安全で合理的な方法について協議されているということでもあります。そのほか、遊佐町において現在、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のために、平成28年度に教育委員会、地域生活課及び総務課が事務局となり、遊佐町通学路安全推進会議が設置されております。この会議は、国道、県道、町道の道路管理者をはじめとして、警察関係者、学校関係者、総務課危機管理係、教育委員会などの関係機関が相互に連携、協働して通学路の交通安全確保に向けた取組を推進することを目的としております。そして、その関係機関が集まり、町内の学校ごとの通学路の危険箇所を把握し、協議して、危険箇所である現地に赴いて合同点検を実施しております。加えて、平成30年度からは通学路の防犯対策に対する連携も図り、警察からの防犯に関する情報提供も含めて協議をしております。厚生労働省からは、令和3年10月18日付で「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について」ということで依頼文書が県を通じて町に来ております。教育委員会にも、通学路と重なる部分、重ならない部分について情報提供が求められております。これから統合新小学校の開校に向けて、通学路だけでなく、放課後児童クラブや放課後子ども教室、そのほかの塾や習い事なども含めてその施設までの経路及びそこから帰宅するまでの経路についても改めて危険箇所を確認し、関係機関による合同点検を検討していく必要があると考えております。子供たちが安全に登下校することができ、放課後も安全に過ごすことができる状況を確認なものにし、保護者の不安を解消し、毎朝安心して学校に送り出すことができる環境を確保していくために、地域や関係機関が一丸となって丁寧に協議を重ね、子供たちの安全、安心を最優先する環境の整備に取り組んでまいります。

2番目の質問でありました町立の医療機関を持っていない町としての医療に関する地域医療の維持、発展という形の質問でありました。実は今、山形新聞で特集を組んでおりますのが、「明日につなぐ地域医療」という形が毎日コラムで掲載されております。やっぱり将来への非常に大きな課題として、町としても位置づけなければならないものだと思います。2025年、団塊世代が75歳以上になることを見据え、国は現行の医療計画に地域医療構想を策定し、地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を推進しています。山形県においては、平成28年度に山形県地域医療構想を策定し、病床機能調整や在宅医療の拡充等について取り組んでいるところでもあります。県の課題といたしましては、急性期病床の過剰、回復期病床の不足、後期高齢者人口の増加に伴う在宅医療需要の増加に対し受入れ態勢の不十分であること、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の人材の不足等が挙げられております。我が町においても、地域医療を1病院、3医院の民間医療機関から担っていただいている現状であります。特に今回の新型コロナワクチン接種事業においては、先生方から、医療関係者、ドクターから多大な協力を賜り、町内医療機

関の存在の重要性を改めて実感したところでもあります。しかし、令和元年度に開業医1か所が閉院するなど、地域の医療体制に不安の要素が見られるのも事実であります。町では、地域医療を支援する上で医療従事者の人材確保、育成を重要課題として位置づけ、平成25年度より地域医療安定化対策支援事業、看護師等奨学金貸付事業を実施し、町内医療機関で働く看護師等を支援しております。しかし、町の人口減少による患者数の減少等により、医療機関の財政が厳しい現状にあるため、これらの地域医療の安定を図るため、支援等について今後検討していきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） それでは、私のほうから再度ご質問させていただきます。

まず、通学に対する安心、安全というところでございます。先ほど町長の答弁の中にもありました中学生の自転車での事故、これやっぱり久しぶりに何か強い衝撃を受けた話かなと思って私も感じていたけれども、今回その子に関しては幸いにも、幸いと言ったらおかしいのか、意識も戻ってきたということもありましたので、ぜひ良好な経過で進んでいただければと思っております。いろんな統計データに情報を見ると、登下校時の事故というのは非常にやっぱりどこでも多いようなのですよね。先日もちょっといろいろこの件について調べたのですけれども、地域の違いはありますので一概には言えませんけれども、千葉県警が出しているやつが一番最初にぼんとヒットするものですから、それをちょっと引用させてもらいますけれども、いろんな学校内での事故も含めて何か全体の事故の1割強がやっぱり登下校時に発生していると。それも、どっちかというやっぱり夕方の下校時に集中しているというようなデータがありました。こういうのを考えていくと、これからスクールバス出てきますけれども、特にちっちゃい子供が、これまでは徒歩で学校に行かれていたお子さんなんか当然バスに乗る機会が増えるわけです。その際のバスに乗るまで、バスを降りてから、そういうところで事故が多発するようなことがあってはならない。そんなことがあればやっぱり親御さんとしては安心して朝、子供に行ってらっしゃいとは言いにいくくなる、そんな状況が考えられるものですから、今回こういう質問をさせていただきました。

まず、スクールバス、これから統合に向けていろんな協議しているようなのですけれども、ネットで現状の進捗状況出ているわけですけれども、この資料を見ると登下校、特にスクールバスに関する登下校に関してはまだ検討中という表示になるのですよね。この辺の状況。通学の範囲だったり、いろんなことを含めて登下校全般に関して割とバスの購入以外は検討になっている部分が多いのですけれども、この辺どういう進捗になっているのか少しお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

まず、全体的な新校開校に向けた準備につきましては、町長答弁にもございましたとおりでございますが、特にその中でも、先ほど一般質問にもございましたとおり、開校時における通学安全対策というのがやはり特段大きな配慮が必要であるというふうに私どもも捉えているところでございます。その中でも学校外の安全、安心という視点でご質問をいただいたかと思っておりますけれども、やはり一つはただいまございました通学路、スクールバス運行計画の検討について、現在その内容について詰めているさなかであるということでございます。スクールバス運行計画、これにつきましては、令和5年度からの児童のスクー

ルバス運行経路、乗降場所を決定する予定でございますけれども、現在運行計画からの課題、人数、バス停、道路事情などを検討しているところでございます。また、徒歩通学範囲なども含めて学校への調査及び要望事項を現在取りまとめているというところでございます。例えば今まで徒歩通の地域には集落にバス停がないところもあったりとか、その経路、走らせ方など、開校準備委員会のPTA部会のほうで十分な検討を今後も重ねてまいりたいというふう考えております。

なお、PTA部会につきましても、その中に地域のまちづくり協議会の関係の方々、それから小学校PTA、教職員、幼稚園、保育園の保護者の方々から入ってもらっています。その検討案件によっては、また現場の関係者の議論を尊重して、調整会議などを開催して開校準備委員会に報告いただくようボトムアップもしておるところでございます。その検討経過につきましては、随時各媒体をもって報告をさせていただいているところでございますけれども、その中でも組織の中での報告事項の共有も図っていただくようお願いも申し上げながら、また案件によっては持ち帰っての検討をいただくようお願いする場面もございますが、回を重ねながら活発な熟議を行っている最中であるというところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 今、準備委員会のほうでは鋭意調査して議論しているということで判断させていただきます。

今回こういう質問をするということもありましたので、私以前から通学路に関してその道路、特に夕方ですね、夕方は暗いということで何度かここでもお話しさせてもらった経緯がございます。それもあったので、今回ちょっとずらっと、ずらっとという言い方おかしいですけども、全部一通り見てきました。100以上の停留所あるわけですけども、役場前だとか、この辺の本当に町なか以外のところをほとんど全部見てきたのですけれども、この中で非常に気になったのが何か所かありまして、ファイルを開いていただける準備お願いいたします。皆様のタブレットのほうにもサイドブックスで既に見れる状況になっているかと思うのですけれども、その中で、11番表示していただくと助かるのですけれども、今皆様のほうにも発信しましたのでぜひ受信していただければと思うのですけれども、これ樽川入り口のバス停です。あくまでこれ一部ですし、これしかないわけではないので、ほかにもたくさんあります。同じような状況のところがありますので、それを了承していただきたいと思うのですけれども、この写真、御覧のとおり道路の脇に歩道あるわけですけども、そこにバス停があって、周り何にもないのですよね。周りは何にもない。朝、先週、先々週みたいな雨、雨風が強い日、例えば小学校1年生、2年生の低学年の子が短くても5分、10分待つような状況というのが考えられるわけです。バスですから、ぴたっと時間どおり来ていただければいいのですけれども、当然遅れることはあります。その間、当然待たなければならない。5分、10分でもこういうところで雨風をもろに受けながら子供たちは待たなければならない。今吹雪というお話もありましたけれども、そういうのも含めてあります。あと、そのほかにも例えば金保3区の部分だったり、皆さんのあれにもありますので見ていただければ分かるのですけれども、こういうところって何か所かあるのです。非常に危険な部分ありますので、ぜひこういう部分、登校時にこういうところがあるという前提できちんと協議していただくとありがたいなど。できるだけ雨風、最低限の雨風だけで結構です。防御できるような、ちょっとした屋根で結構でございます。そういうのが必要ではないかという

ころを検討していただきたい。当然土地の問題もあります。いろんな課題はありますので、ではほんと持って行ってつけられるかというところではないので、なかなか難しいことは百も承知ですけれども、やっぱり子供たちの安全を守っていただきたいというところで、少しこういう箇所、今回出させてもらいましたけれども、これについて少し、もし教育長ご感想あるようでしたらぜひお願いいたします。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 確かにそういう状況が生まれることは当然理解できます。ただ、考えてみますと、子供たちは登校、下校、これはバスに乗るわけです。バスの中は安全というのが大原則ですので、事故があってはなりませんので、そういう意味では例えば今樽川で10分、15分待つことになるだろうと、雨風の中、吹雪の中、でも考えてみますと学校まで30分、40分歩いて、雨風なんか、行っておったのは事実でございますので、その分確かにバスに乗る距離は長くなりますけれども、今までも、では雨風、雪が吹雪でも決して大丈夫だったわけではなくて、歩いて通学していたと、その現実もあるわけで、それも当然安全対策、先ほどいろいろ検討しているというお話もございましたし、地域の皆さんの力もお借りして見守り隊も充足させていると、そういうところでございますので、決して雨風で10分、15分待つ、これが従来より子供たちの危険度といいますか、ご苦労度が増したということではなくて、物の見方で、時間的には減ったという見方もできるのかなど。バスが安全という大前提でございます。ただ、こういう状況はそこに限らずいろいろあることは十分承知しております。では、全部のところにも雨風しのげる停留所を設ければ、それはそれは我々も大賛成ですけれども、そこは地域生活絡みでしょうかね、予算との兼ね合いがございますので、その辺も含めて、例えば待つ時間を10分で済むものを8分にする工夫はあるのかどうか、その辺あたりも含めてぜひこれから検討していただいて、もちろん安全、安心が最優先ですので、できる限りのことは検討して実施に移したいと。今の段階ではそこまでしか答弁できませんので、ご了承いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 確かに考え方といえば考え方なのですが、子供を持つ親の身とすればやはりそこは、リスクというのはできるだけ最小限にしたい。今まで30分外で歩いてたものが5分になったからいいのだというのではなくて、やっぱりそこは、ゼロリスクとは言いませんけれども、できるだけそれは小さくする方法を考えなければならぬかなと私は思っています。

次に、もう一度前のモニターに出していただくとありがたいのですが、この中で19番、中山の、これ開畑の部分ですけれども、今発信しますのでぜひ見ていただきたいと思うのですが、このバス停、集落の一番端っこというか、入り口のところでありまして、周りが全部畑でした。極端な話すれば、民家もなければ明かりもほぼないと。今のこの時期、皆さんご存じのとおり、3時半過ぎても、4時ともなるともう車もライトをつけないとなかなか走りづらい部分のがございます。国立天文台のネット上で一応計算できるのではございますけれども、この役場、この地点でも日の入りというのは一番短いときで大体4時の十五、六分くらいにもう日の入りになります。当然夜で、日はなくなります。天気のいいとき、もう雲一つないようなときだったらいいでしょうけれども、やっぱり曇天の、この時期ですね、雲がもうびっちりあって、なってくると、もう夜になると暗くなります。そこをやっぱりちっちゃい子が歩くと。うちまで幾ら5分、10分とはいえ、今まで30分歩いてたところ5分、10分になるとはいえ、やっぱりそれは危険

性があるのではないかと。割とこれが白木とか青塚、ここも明るいような雰囲気はありますけれども、実はバス停の辺りって、このファイルの中にもありますので後で見てもいただけると分かるのですが、夜は電気がほとんどないのです。暗いのです。交通量が多いから安心だとは、明るいからいいのだというわけではなくて、やっぱりそういうところがあるのです。例えば金俣のバス停もそうだったのですが、民間のすぐとはいえ、鬱蒼と木が生える中にバス停があるものですから、非常に暗くなるのが早いというのがありますので、特にやっぱりさっき話したとおり夕方というのは非常に事故に遭う、事故だけではなく、事件にも、非常に確率が高くなるという統計結果もありますので、まだまだ遊佐町そんな都心部みたいに犯罪に巻き込まれるということはないのしょうけれども、もういつそういう状況になってもおかしくないような、その状況だけは取りあえず避けていきたいと思うのです。こういう時間による見え方、天候によるその周辺の見え方、この辺も検討委員会の中でぜひ議論していただきたいと思うのです。できれば見に行っていたきたいと思います。この写真、撮ったのは私日中ですので明るく写っていますけれども、実際現場に行くと非常に暗いですから、見ていただければと思います。

あともう一つ、番号でいうと13番、藤崎神社前です。これ菅里からずっとなのです。菅野からずっとなのですけれども、旧国道、割と交通量多い割にはバス停がもう本当道路のすぐ脇なのです。バスが止まると、やっぱりそこはもう車が渋滞する。この間私、町内ではないのです。酒田市の某所で、たまたまバスの3台後ろを走っていて、こういう狭いところでバスが止まったと。前の車がしばらく確認してゆっくり出ていったのです。そしたら、中学生の子供でした。大きい荷物持ってだあっと走って、車の前にひょんと出たのですよね。運転手もそこは多分予測したのしょう、スピードも全然出ていなかったの、すぐ止まってくれました。何にもなかったということでしたけれども。そういうことって中学生でもやっぱりあるのですよね。小学生でも。これが本当に今までみたいに、青塚だとかあの辺の本当にもう歩道を渡らなければいけないようなところのお子さんたちは割とそういうのを小さい頃からきちんとしつけあったのしょうからいいのしょうけれども、うっかりするとやっぱりこういう狭い道なんかだと、まして交通量そこそこあって、さっきの話ではないですけれども、意外と暗いのです、夕方になると。こういうところって、我々大人ではなかなか気づかない部分たくさんあると思います。この辺しっかり確認してもらいたいと思います。この辺課長、少しご意見あればいただきたいと思うのですけれども、よろしく願います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

まず、いつも子供たちを温かく見守っていただき、ありがとうございます。それで、ただいまの停留所等につきましては、先ほどご発言ありましたとおり、やっぱりその位置、土地の所有、形状によってはどうしても制約というものはあるのも確かでございます。その場所、大抵は国道、県道、町道用地に面しておりまして、国、県においては占用申請を出しておるという状況の中で使用をしておるところでございます。しかしながら、可能な限りという視点で、子供たちを思う思いは一緒でございます。すぐに解決できるもの、できないものもあろうかと思いますが、一緒になって知恵を出していければなというふうな思いでございます。

それから、先ほど町長答弁にもございましたけれども、平成28年度から遊佐町通学路安全推進会議とい

うことを設置しておりました、国、県、警察署も交えた関係機関が連携をして継続的に安全対策を実施するために策定をしました。通学路交通安全プログラムというものを推進しております。危険箇所などの現場を確認しながら対策を講じていくという組織でございまして、開校を見据えたときに、例えばただいまの関連で国道や県道を渡るときの危険性がはらんでいる箇所はないのかどうかといったところを年度内に、まずこの先ほどスクールバス運行計画、通学路の方向性というものが一定打ち出される予定ですので、それと同時に来年度の早い段階で学校もしくは地域と一緒にバス通学に伴っての新たな課題、危険箇所について検証をしまして、この通学路安全推進会議においてもしっかりと組織を挙げて対策を取っていきたいというふうな考えでおります。

以上でございます。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） それでは、何点かお答えさせていただきます。

まず、いっぱい画像を示していただきまして、担当も現場は、全部とは言いませんけれども、確認はしているんな状況を見ているのだと思いますけれども、もう一度課内でやっぱり分担してでも全箇所を歩いてチェックすると、それがまず一番大前提だなという思いで見えておりました。

それから、中学生は、全く課題がないとは言いませんけれども、もちろん体も気持ちも大きいわけで、今の状況で特別大きな課題意識もなく乗っているわけですので、それを小学校に当てはめた場合、特に低学年に当てはめた場合にどういう課題を見いださなければならないのかなというのを気にしているのだと思います。そういうことで、周りの鶴岡、酒田あたりはもっともっとバスが走れまして、広範囲で動いています。酒田市は38台で回っているということでしたので、その辺でもいろいろ工夫している状況があるのだと思いますので、その辺は参考になるものは取り入れたいと思いますし、課題が共有するものがあれば一緒に考えていきたいとか、その辺もひとつ担当のほうに伝えて、ある知恵はお借りしなさいと、そういうことでお伝えしたいと思います。

あともう一つは、やっぱり見守り隊組織、現在も各地区で本当に一生懸命やっただいていただいているわけですが、新しい視点で、今までのバージョンとは違う、ああ、こういうところも必要だな、こういう場面も必要だなというものを含めて検討していただく。例えば登校のバスでも4月、5月、1年生初めて乗る時期にはどなたか、おじいちゃん、おばあちゃんバスと一緒に乗ってもいいよと、そういう方に乗っていただいて、まず見届けていただく、そういう見守りの仕方があるのかなと。そして、学校に着いたらまず職員室に寄ってもらって、校長と一緒にお茶でも飲んでもらって、いろんな子供たちのいいところも課題のところもお茶飲み話で情報を共有させていただくとか、そんなことも含めまして、今までにない発想で見守り隊を少し各地区からも応援いただきながら、こういう状況があるのでやっぱり全部行政でそれをやるということは当然できること、できない限界がありますので、地域の皆さんの本当に温かいボランティア精神もお借りしながら、子供たちの安全、安心、これは常に、ああ、こういうこともあったかと、動き出しても、ああ、またここも、動き出すとまた見えてくるものあると思いますけれども、そこはまさに協働の町づくりで、できる方の知恵なり人材をお借りして、安全優先、安心優先でいくということは、これは常に我々堅持していきたいと思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8 番（赤塚英一君） やっぱり安心、特に親御さんにしてみれば安心して送り出せるかどうかというのは一番課題だと思いますので、ぜひ現場を見ていただいて対応していただければと思います。

バスばかりにちょっと時間かけているわけにはいかないのだけれども、ここで放課後の子供たちの居場所として、私も吹浦で子ども教室のほうをお手伝いさせてもらっていますけれども、統廃合になった場合、ではどうするのという話はよくします。話題になります。どこか1か所で全部賄えるのだったらそれもよしだし、各地区に戻ってから対応しましょうというのもそれはありだと思えるのですが、ただどっちにしろ早いところやっぱり結論を出してもらわないとやるほうはやっぱり大変なのです。今でも私月に2回から3回くらいのお手伝いしかしていないのですが、それでもやっぱり子供たちの放課後、安全に過ごせるかどうか面倒見るといのは本当に大変な話なのです。ましてこれから、例えば吹浦の場合なんかだと、今は小学校でやっているわけですから、統合になりました、吹浦小学校空きました、ではそこでやっていいですよと言われても、鍵も誰もいない建物の中に入って行ってやるというのは、それはそれでいろんな弊害が出てくる可能性もあります。この辺も早急に結論を出してもらいたいので、ぜひお願いしたいと思います。これについて、状況的にどんなものか少しお話しいただければと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

現在、放課後児童クラブのほうと放課後子ども教室の関係者、いわゆるスタッフ、保護者、それから健康福祉課、教育課で児童の放課後の居場所づくり検討会を立ち上げて、統合後の在り方について、これも検討している最中でございますけれども、その方向性については年度内に結論を見いだすというふうにしております。いずれにしましても、統合前後からも利用していただくよう、支障のないように在り方について検討をしておる最中でございます。あわせて、教室、クラブ等に係るバス利用のほうも送迎もなるところでございますけれども、先ほどの関連で、これも同様に安心して利用できるようにトータルで検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8 番（赤塚英一君） ぜひ、これ制度が2つあります。文科省の部分と厚生労働省の部分。この厚生労働省の部分は、特に健康福祉課長、今触れないですから大丈夫です。よく協議の中でしっかり連携取りながら、いい形でお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。もう待ったなしで、新校開校したと同時に、動きあったらという話でございますので、ぜひよろしくお話ししたいと思います、この項目は終わりたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

続いて、この福祉の、触れておきたいと思います。たまたま今回はやっぱりこのコロナウイルス、コロナ禍での影響というのは遊佐町としては非常に感染者も少なく、接種も、先ほどの行政報告ではないですが、やっぱり90%以上、もう十分対処していただいて、これは町民の皆様もそうですし、医療関係の皆さんもそうですし、本当町民一丸となって対応していただいたこと、本当にありがたいと思います。感謝申し上げたいと思います。ただ、やっぱり医療、県内でも、例えば今日の山新にも少し、今日記者さんもいらっしやいますけれども、山新のほうにも先ほど町長の話でありました小国の話も少し出ていましたし、遊佐町一番近いところだと真室川なども公営の病院持っているわけですが、うちはその辺持

っていなかったことが財政的にも非常にありがたい。しかし、先ほどの答弁の中にもありました。一つはもう閉院すると、やめるという話もありました。さっきの子供たちのことにも関係してくるわけですが、やはり地元で医療機関、医師がいなくなる、医療機関がなくなるというのは非常にそれはもう大変なことだと思っています。何かしら行政として、これまでも一応看護師さんの教育課程、教育に関するいろんな支援だったり、そういうのはしてきたわけですが、何かしらもう少しお手伝いできることであるものなのか。特にやっぱり収入面だとか、そういう部分はコロナ禍で、ほかのところなんかもそうなのでしょうけれども、コロナ以外の医療で受診される方が少なくなって医療が大変だという話も聞いていますので、この辺町内の医療機関から何かしらそのお話あるものなのか、少しその辺お聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

確かに町内の医療機関につきましては高齢化という問題と、それから先ほど答弁もありましたように、人口減少に伴ういわゆる患者さんの減少というのが大きな問題、今のところなっていて、患者さんが減ったことにより医療機関の財政が厳しくなっているというのが問題となっております。そのために、医療機関の一部からは支援できないかというような話も聞いているところであります。高齢化につきましては、今の現状からいきますと1病院、3診療所、8名のお医者さんがいるのですが、65歳以上が8名のうちの7名、最高齢が85歳ということで、若くても40歳代1人というような状況で、かなり高齢化が進んでいるという状況にあります。その点、歯科医師のほうにつきましては、65歳以上というのは少なく、2名しかなくて、30代も2人いますし、あとは60歳前半とかという形で、今のところ高齢化がせつぱ詰まった状態ではないというふうには考えているところです。診療所、病院のほうのお医者さんの問題ではありますけれども、なかなかやっぱり町一つとしてはなかなか対応できないものですから、まずは県のほうとの連携なんかを取りまして、県の事業と一緒にやっていくことで進めていかなければならないのかなとは思っているところであります。財政的な面につきましては、本当はかなり患者が減っているということで、かなり厳しい状況ということではこちらも理解しているところでありますので、今後財政支援ということで、例えば先ほどの地域医療の安定の期間3年のところを例えば延ばしてみるとか、あるいはほかの支援とかというのを考えていきたいと思っています。

以上です。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 昨日たまたまちょっと用あって酒田へ行っていたのですが、昔からという言い方もおかしいのでしょうか、かなり古い医療機関だと思ったのですが、そこが何か改装していたのですね。新しく立派になって、工事している最中だったのです。これ見ながら、酒田の医者はいいのだなと思いつつ、でも、遊佐の医療機関、お医者さんに関しては、今課長おっしゃるとおり、歯科医師のほうは別にしても、やっぱり高齢化どんどん進んできているのを見ながら、当然施設の更新とか、そういう部分に関して非常にやはり二の足を踏むというような状況かと思えます。なので、その辺は、最新の例えば山大的重粒子線のやつを入れるとかという話ではないですが、ある程度その辺はいろんな形で支援しながら、やっぱり医療を、最先端とは言わないまでも、新しいものに替えるな

りなんなりというのをお手伝いできるような財政支援等をぜひ考えていただいて、この町からお医者様も含めて医療機関なくならないような施策を早急に考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますので、課長非常にその辺意欲あると思ひますので、ぜひお願ひしたいと思ひています。この辺も含めて、前段の小学校の統廃合も医療もそうですし、特に医療なんて遊佐町の場合やっぱり高齢化率も高くなってきている。そういうのを考えると、急性期の医療というよりも、やはり介護と同列のような、医療が担う部分が多分重要になってくるのかなど。特にそういうところはこれからもっとも必要になってくるのかと思ひますので、その辺はなくならないような形でぜひお願ひしたいと思ひます。

この辺、前段の小学校の安全、安心も含めてトータルで少し、町長の全体的な考えで結構ですので、お伺ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 通学路の安全という形も含めて、実は今PTA部会でいろいろ検討いただいているということですから、やっぱりそれらを真摯に受け止めるということが行政としては第一歩だと思ひています。それらを財政がどうだから、あれがどうだからという理由づけして、逆に言うと安上がりの方向というか、今までのその提案をしっかりと受け止めて対応するという形やっぱりいかなければやっぱり簡単には、その辺の安全についても難しいなと思ひています。例えば私はかつて遊佐中学校、3中学校を統合するときの交通安全部会という、通学路の部会での、それには区長さんたちと区長会とかいろんな形の皆さんが入っていましたが、当時はたしかスクールバス8台を要望したはずなのです、提案は。ところが、その当時バスは7台しか買わなかったという苦い経験しています。やっぱり当時8台あればまた違った形での全町へのきめ細かな送迎等できたのであろうなという思ひしています。私も蕨岡でやっぱり、棲坂みたいなあの傾斜のきついところ、果たして平らな距離の延長線上で距離算定でいいのかどうかというものは、私も議員時代それらは提案したこともありますので、それら等、それから防犯灯と街路灯との問題について、やっぱり集落の区長さん等と一緒に絡まないとなかなかそれについては理解が進まないということもあります。それらをやっぱり地域の皆さんの声をしっかりと受け止めるということから始めていければいいのだと思ひています。

医療機関への支援については、実は記事で、「明日につなぐ地域医療」という中で小国町の件が示されておりました。一般会計のからの持ち出し、繰り出しが4億円以上、年間で見ましたときに、私自身がぞっとしたというか、これは4億円、5億円、4億円以上毎年繰り出さなければまずいということは、診療科目の問題も、やっぱり町立病院持っているところは大変なご苦労なさっているのだなという思ひとして受け止めさせていただきました。医療法人等がやっぱり新規のいわゆるメディカルの検査機械等を導入するとなれば、それは今はもうかなりの金額のものが想定されます。それら等については、国、県との補助率の問題もあるのでしょうか、しっかりとまず町がご相談を受けながら、それらについてやっぱり町として一定程度支援をすとか、そんな形がやっぱりしていかなければ、新しい設備、新しい若い人の人材がこの町にとどまってくれるかどうかというのが非常に厳しい状況やに考えます。それを考えますときに、町としてこれまでの支援の在り方に関する要綱等は持っていました、新しい時代での支援の在り方の要綱等をやっぱりもう準備しなければならぬ時代に来ていると思ひます。大変なありがたい提言いただきましたので、それら等についてもどういふ支援ができるものかも含めて要綱等を整えながら、

やっぱりまずは町として聞き取りをする、そしてそれらを要綱整えて議会にやっぱり公開しながらしっかり進めていくという手順を踏みながら、何とか支援の方向等を検討してまいりたいと、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ブーと鳴りましたので、もうそろそろ終わらなければならないかなと思いますので締めに入りたいと思いますけれども、先ほどの小学校の統廃合に関する交通安全など、学校外の部分であったり、今の医療もそうですし、こういうのって人材がやっぱり一番重要になってくるのかなと。バスなんかだと、バスを運行するための運転手が非常に足りないという話、なかなか募集してもすぐに集まらないというお話も聞いています。医療に関しても、先生たち、高齢化、看護師さんだっってやっぱりこの遊佐町で医療の現場に携わっていただけるかどうかというのは、やっぱりその人材の部分が一番重要だと思います。いろんな形で大変かと思えます。これもどこかの課が単独でやるというよりも、やはり全ての、遊佐町役場がもう庁舎挙げて取り組んでいかなければならないことだと思っています。交通であれば、先ほどちょっとお話ありました電気なんかでもやっぱり区長さんとお話するとすれば企画課でしょうし、道路の話になれば当然地域生活課になってくるでしょうし、子供の居場所となれば福祉課と教育課連携しなければなりません。そういう意味ではやはりそのもとになる親御さんが安心して働けるための産業課の役割も当然重要になってきます。財政となれば、当然総務課、財政があり、この辺が中心になっている動いていかなければならない。もう全庁挙げてこれはやっぱり取り組んでいかなければならない。子供たちの件に関してもそうですし、医療、高齢者の対応にしてもそうですし。そういうふうなぜひ、我々も微力ではございますけれども、知恵を出しながらきちんと議論しながら、皆さんと歩調を合わせていきたいと思えますし、ぜひ職員の皆さんからも町長をはじめ一丸となって向かっていただければとお願いして、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

議長（土門治明君） これにて、8番、赤塚英一議員の一般質問を終わります。

6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供たちのことをいいます。年齢や成長の度合いに見合わない重い責務を負うことで、本人の成長や教育に影響があり得るといった課題が指摘されております。国においては、昨年12月に初めて全国調査が実施され、今年4月に公表された結果、自分をヤングケアラーと自覚している中高生は約2%であり、またヤングケアラーという言葉を知ったことがないという中高生は8割を超えるなど、まずはヤングケアラーについての認識を広めるとともに、支援を必要としているヤングケアラーと、そのご家族に対する具体的な支援施策の在り方をどの自治体でも検討することが早急に求められております。ヤングケアラーという言葉が本議会、遊佐町においても本日初めて取り上げられると思えますが、皆様の協力の下、認識が深まること、そして2名の議員がこのヤングケアラーの支援政策の充実につながる意見などを述べさせていただきますので、よろしくお願いたします。

2つある質問のうちの1つ目でございます。まず、遊佐町ヤングケアラーの現状と対策について、以下

の4点についてお伺いいたします。

1つ、ヤングケアラーについて町民、特に若い世代に周知はしていらっしゃるか。ヤングケアラーとはどういう状態を指し、それで悩んだり困った場合どうしたらよいかなど。

2つ目、当町のヤングケアラーと言われている子供たちの現状を町ではどの程度把握していらっしゃるか。

3つ目、アンケートなどで実態をつかむことをお考えか。

4つ目、今後の対策など。以上、お聞きします。

2つ目の質問に移らせていただきます。庁舎内の外線受付電話保留音の新提案についてでございます。遊佐町では、新庁舎となり、町内、町外のお客様が役場にお電話をするときに役場宛てに様々な用件で外線から電話をかけた場合に、お待たせしたり転送したときに受話器から流れる保留音を新しく提案させていただきたく、ご提案いたします。ご結婚やお誕生のお祝い事の件であったり、それとは全く違うデリケートなご相談もしくは死亡届などの要件である場合にも考慮して、保留音は学校の校歌、それもこのたび令和5年に統合になる旧小学校の校歌を子供たちの声で録音し流すようなシステムにすることは可能ではないかと考えます。高校球児が甲子園で歌う校歌がそうであるように、年代問わず校歌は聴くと心が穏やかになり、懐かしく、耳から自然と入ってくる、特に小学校校歌は地元の人々に愛され、そして校歌もまた保留音として残る上、遊佐町役場電話保留音については最適だと考えます。これは町民皆様に喜ばれ、受け入れられる方策ではないでしょうか。

この2点についてお聞きいたします。これで壇上からの質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、4番、松永議員に答弁をさせていただきます。

遊佐町のヤングケアラーの現状と対策等についての質問が第1番目にありました。ヤングケアラーとは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を抱え、本来大人が担うような家族、いわゆる障がい者、病気、精神疾患のある保護者や家族の介護などや年下の兄弟の世話をすることなどで自らの育ちや教育に影響が及ぼされるであろう18歳未満の子供とするということが定義されております。平成30年度、厚生省が実施しましたヤングケアラーの実態に関する調査では、ヤングケアラーについての認知度は芳しいものではありませんでした。この結果を踏まえ、厚生労働省では令和元年7月に要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について、ヤングケアラーの概念の認知及び適切な対応が図られるよう通知がありました。遊佐町では、平成18年度から要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待など要保護児童等の支援内容について協議を行ってきております。構成機関は、教育、福祉、医療、警察、児童相談所などの多くの関係機関で構成されており、ヤングケアラーの概念について共通認識を図るとともに、遊佐町でそうした子供が確認された場合には、具体的な支援方法について協議を行う組織となっております。

ご質問の周知についてであります。町民に対する周知につきましては、児童虐待に関する周知等は行われておりますが、その中でもヤングケアラーについての周知は表立って公表を行っていないといったこと、また個人情報特定に関する事項等もあり、十分とは言えないのが現状であります。全国的には、2021年度ACジャパン・NHK共同キャンペーンとして、テレビCM「誰も知らない」が放映されており、ヤングケアラーの認知への取組がなされております。遊佐町の小中学校の教職員向けには、令和3年5月に児

童虐待の理解と対応についての資料を町教育委員会が独自で作成、配布し、その中でヤングケアラーについて周知しておりました。

次に、子供たちの現状であります。遊佐町ではヤングケアラーと思われるケースは現在確認されておりませんが、家庭環境の状況から今後ヤングケアラーになる可能性がある児童生徒が数名いることを把握しており、関係機関等と情報を共有しながら、それぞれの機関において見守りと支援を行っております。

3つ目の質問であります。アンケート等での実態把握についてであります。ヤングケアラーの実態把握については、学校や関係機関等からの情報により把握しております。学校では、日常的な観察、教育相談等での児童生徒の面談、通知表配付などの保護者面談等において実態を把握し、疑わしい状況がある場合には必ず報告することが義務づけられております。また、現時点では、全児童生徒を対象にしたアンケートによる実態把握は考えておりません。ヤングケアラー対策につきましては、福祉、介護、教育、医療などの関係機関が連携し、早期発見、早期支援に努めていくことが重要であります。ヤングケアラーに該当する子供が確認された場合は、子供の権利侵害や家庭の状況に関するアセスメントを行い、必要に応じて家事援助サービスや介護サービスにつなげるなど、多様な機関と連携しながら支援をしております。今後も、ヤングケアラーになる可能性がある児童生徒については、各関係機関やスクールソーシャルワーカーが家庭と学校に直接関わり合いながら、見守りと支援を行ってまいりたいと考えております。

2つ目の質問でありました。2つ目の提案でありました。役場の外線の電話の保留音についての提案をいただきました。役場の外線受付の電話保留音については、これまで役場の電話の保留音は、随分以前になりますが、オルゴール調でのクラシック音楽のメロディー、「エリーゼのために」を使っていた時代から町合併40周年の先日亡くなった新井満氏がイメージソングとして提供を受けた「遙かなる鳥海山」に変わり、現在は山形ふるさとCM大賞で2年連続大賞を受賞した「きゅっ、きゅ、きゅう」から始まる「郵便番号999」と「でこ、でこでこ、でこここ」から始まる「オデコの歌」の2曲が保留音となっております。現在使われている2曲ともテンポのある明るい曲調ですので、町民の皆さんからも好感を持たれているのではないかと考えております。子供たちが歌っていた旧小学校の校歌を保留音とするアイデアをいただきました。その小学校を卒業した同窓生であれば懐かしく、また昔のワンシーンを回想させてくれるものもあるとは思いますが、曲数の多さ、小学校5校が一同に統合するということは、5曲を使う、それから曲の長さなど、実現には多くの課題もあると考えております。現在使わせていただいている2つの曲は遊佐町オリジナルで、町内外に遊佐町をPRするにはもってこいの素材であり、いましばらくこの曲を使わせていただきながら、次の保留音を選曲してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） ご答弁ありがとうございました。

皆様、タブレットのほうをご用意ください。厚労省、ヤングケアラーとインプットしていただけますでしょうか。そうしますとイラストが出てくると思います。ワンクリックで「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」というような、イラスト入りの分かりやすい1枚の表示が出てきます。障がいや病気のある家族に代わり、買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている。家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている。障がいや病気のある兄弟の世話や見守りをしている。目を離せない家族の見回りや声かけなどの気遣

いをしている。日本語が第1言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。家計を支えるために労働して障がいや病気のある家族を助けている。アルコール、薬物、ギャンブル問題を抱える家族に対応している。がん、難病、精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。イラストで分かりやすい表示で、こちらのペーパーのほうはすぐに皆様のお手元に届きます。私が思ったのは、京都市のほうで出された、アンケートをやはり取って皆さんにお配りして解決するというやり方の例なのですが、京都市は140万人の人口ですので、1万3,000人の遊佐町にはちょっとそぐわないのでありますが、やはり京都市なりに考えて作ったアンケートだと思って、参考にさせていただければと思いました。アンケートの内容にとっても上手に組み込まれている言葉がございます。ヤングケアラー実態調査、教育委員会のほうが主導となってやっているわけなのですが、「皆さんが家族のケアやお手伝いをするのはとても素晴らしいことです。しかし、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりして心や体に負担を感じている、または誰かに相談したいけれども、なかなかできない子供たちがどれくらいいるのかについての調査です」、このような文言が入っております。そして、アンケートにしては珍しいのですが、最後のほうに、「回答に際しては考え込まないで、自分の感覚で答えてください」と表記してあります。当町におきましては、今町長答弁にございましたように、まずヤングケアラーと思われるお子様は今のところいなく、ただもしかして見守りしていく中で数名の方がヤングケアラーとしての可能性があるかもしれないというご答弁にございました。この案件はとてもデリケートな題材でございますので深掘りはできないのでありますが、ただやはりこれだけ国がプロジェクトチームをつくり、2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知向上の集中取組期間とするとまでうたっておりますので、やはり当町もこちらのほうには取り組んでいくべきではなからうかなと思ひ、今回一般質問をさせていただきました。教育長からのお考えをいただければと思います。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 私もヤングケアラーということは新聞等の報道で認知はしてはいましたけれども、自分の町、遊佐町あるいはこの地域に関わってそんなに深刻だという受け止めはなかったのですが、ただ全国的に見るといろんな状況を散見しますので、今回ご提案いただいたことを基にして、アンケートという手法もあるのですけれども、小さい町ですので、先生方の目、福祉の目、あるいは地域のまさに子供たちの安全に関して見守り隊とか、いろんな目がございますので、たくさん目で子供たちの状況を見ていただいておりますので、そこを大事にして、そしてひょっとしたらという児童生徒がいるという状況もあるということも今お聞きしましたので、その辺はお互いに確認しながら、特に福祉のほうとの情報共有、福祉のほうの各地区の担当している方々がいらっしゃるわけですので、経済面での準要保護とか、そういうところの共有は十分できておりますので、そういったいろんな仕組みを活用しながら、何よりも教育委員会としては、学校の先生方は毎日子供たちを見て、児童生徒を見ているわけですし、保護者の状況も分かっていますので、その辺、先ほど町長答弁にもありましたけれども、これは対応しなければならないというふうに法律で決まっておりますので、そこは教職員には徹底をしておりますので、さらに校長会等でもこ

のことを従来以上にしっかり認識して、子供たちの福祉の向上、福祉の向上というより、毎日の生活の向上のためにぜひ大事にしていきたいということでお伝えしていきたいと思います。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 私も同感でございます。本当にこういうデリケートな問題はなかなかこういう公の場で話し合うということが難しいことではございますが、しかしやはり今そういう状況に陥っている子供たちがいるかもしれないという、我が子供がそうだったらとか、我が親戚とか我が友達の子供とかいう、我が事のように思うことが大事かなと思っております。そして、アンケートはとても難しい問題だということも認識しております。アンケート、アンケート、アンケートを取ってくださいとよく町民の方からも依頼されることが多いのですが、そのアンケートの取り方、手法、時期、文言、本当に出すということは大変なことだと思いましたので、私は今の当町のやり方で、子供たちの人権から絡みますと、そこから派生しますと、以前令和元年、2年でひきこもりの件について質問させていただきました。そのときはまだ当町はひきこもりについては今これからというときだったのですが、現在、社会福祉協議会様と連携し、きちんとひきこもりの相談の窓口というか、通い場をつくられておりました。フリースペースひなた in 遊佐ということなのですが、やはり広報にも載っております。いろんなどころにチラシもあるのですが、なかなか目に留まらないとは思うのですけれども、毎月第1、第3火曜日、居場所のできること、ぼうっとする、本を読む、ボードゲームをする、居場所に来ている人や職員と相談したり話したりする、このような取組を当町は今スタートしているということを確認させていただきました。

なお、県におきましては、山形県若者相談支援拠点というものもございます。こちらは、町内のドラッグストア、あちこちで冊子を見かけますが、その冊子を手にとった子供たちがそれを読むかということ、そこはなかなかハードルが厳しいかと思われました。山形県が平成30年度に民生委員、児童委員の方を対象に実施した調査では、県内で少なくとも1,429人がひきこもり状態にあるということが分かりましたという文言や、パンフレットの困ったらこちらへというようなご案内の文章ですが、山形市や新庄市、米沢市、鶴岡市、酒田市の拠点で書かれてあります。遊佐にこのパンフレットがあつたとしても、なかなか子供たちはここに相談には行けないのではないかなと思ったときに、では私たちの自治体のできることはといえば、やはり今教育長、そして町長がおっしゃったように、その場にいる、現場にいる先生たちと行政と、そして私たち議員と、みんなが連携して、本当に表立っては動かなくてもいいのですが、こういうことがあるよ、こうだったよということをぜひこれからも遊佐町らしく、遊佐方式でやっていけたらという思いです。この件に関して健康福祉課長のほうで何かございましたらよろしくをお願いします。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 確かにヤングケアラーの問題につきましてはなかなか難しい問題でありまして、特に情報を得るといのはなかなか難しいところがあるのかなとは思っております。できるだけやっぱり情報を得られるように、またそういった子供たちが相談できるようところが本当にできればいいのかなということで、先ほどありました社会福祉協議会さんのほうにも、こもればさんのほうでまず相談する場所を設置したところであります。また、役場の中でも一応は相談ということではやっておるところです。また、社会を明るくする運動の一環として、中学校と小学生全員のほうに相談窓口は役場ですよということで、シールを貼ったクリアファイルとか、そういったものをお配りして、まず何かあつたら役場

のほうに連絡下さいというようなこともしているところでもあります。なるべく民生児童委員の方からも協力していただいて、情報を得て対応していきたいなと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 私がもう一つ伝えたいのは、確かに今IT化時代でございます。DXとか、全てそういう今うねりに、私たちはその真っただ中にいるわけなのですが、今回65歳以上の方に生活応援福祉事業で3,200件？3,600件ほどの方たちに当町のほうで商品券を配送するという事業がございました。それはまさしく人と人の関わりでできているやり方で、全く古典的な方式なのですが、今回のこのヤングケアラーに関して遊佐町ではやはり古典的な方式で、今課長が答弁したように、できるのではないかなというふうに認識しております。いろんなことがIT化とかメールで下さいとか、いろんな業務がそうなのはきているのですけれども、やはりもう少し私たちが人として身近で感じることを、感覚もそうですし、大事だなと思うことは、昔のやり方がよいこともあるので、ぜひ自信を持って進めていただければと思います。

今回私が思ったのは、コロナに対してなのですが、コロナで当町で残念ながら中学生が発症したときに、中学生の学生さんたちから自身で、皆様、またタブレットのほうにシトラスリボンと入れていただければよからうかと思えます。シトラスリボンという文字を入れていただけるとありがたいです。私たち大人が気づかなかったシトラスリボン活動というのをしてくださったということを知って、本当に子供たちがそういう気持ちでコロナに対して自分たちの行動を起こしているということをお伝えしたいと思えます。たとえウイルスに感染しても誰もが地域で笑顔をなくさない暮らしを取り戻せる社会にしたいという思いから、シトラスリボンという今プロジェクトもできております。これは遊佐中学校で実際あったお話だと思えますが、教育課長のほうで認識していることがあればお願いします。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

ただいま遊佐中学校での取組、シトラスリボンを取り上げていただき、ありがとうございます。4月のコロナの感染をきっかけに、差別をなくす取組ということで、その学年の生徒が自然発生的にシトラスリボンを作成して身につけるといった運動が始まったとのございます。初めのうちは活動を始めた生徒が家などから材料を持ってきて始めたということでしたけれども、次第に学年、全校と活動の輪が広がっております。学校でも安全ピンなどの消耗品の購入をしておるところでございます。もう本当にこれからの社会を担っている子供たちが、本当中学生の今のこの自然発生的にシトラスリボンを身につけたということに対して私もすごく関心を持ったところでございますが、と同時に大変うれしく思っておるところでございます。人を思いやる心を持って、自分たちに何ができるか考えて行動する力がついているのかなというふうに思っております。これからも生徒たちに期待し、大いに応援していきたいと、そんな思いでございますので、情報提供をさせていただきました。ありがとうございます。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 今日は、ヤングケアラーという言葉とシトラスリボンという言葉が議場にあふれました。私は、やはりこの遊佐町がほかの大きな自治体とどこが違う、弱点ではなくて、そこが伸び代が

あるというふうにも認識しております。例えば今ヤングケアラーの方を対応するにしても本当に丁寧に、様々な各部署の方が連携を取り合って、そして私議員になる前はこんなに感じなかったのですが、情報というものを皆さんきっちり守っていらっしゃる。本当にこの個人情報という時代に、我々のようなコミュニティが小さいところはすぐにその言葉が走ってしまいます。人が嫌がる言葉だったり、ちょっとした情報が拡大して、そんなこと、言ってもいないようなことが走り回る。私は、これは大きな都市で暮らした経験もあるのでお伝えできるのですが、遊佐町のやはりいいところでも、悪いところではないかと思っていたのですが、本当に個人情報を皆さんきっちり守っているということを確認しました。なぜかという、コロナになったご家族やコロナになった方たちの気持ちを思えば、大きな100万人都市であればそんなにつらくはないのですが、やはりこのような小さな町では本当にどんな思いで日々暮らすかというところ。やはり我が身に置き換えて、仕事をさせてもらっている方たちがたくさんいらっしゃるし、自分もそうですが、いいことは伝えたいし、あまりこれって芳しくないなと思ったことはやはり口をつぐむ、これを我々大人が実践していかななくてはいけないなと思っております。ヤングケアラーという題材でしたが、いつも思うのですが、子供たちに教えられることもたくさんございまして、シトラスリボンはヤングケアラーで子供たちを救うとかという大きな課題よりも、やはりシトラスリボンをつけて、病院からコロナが回復したらお帰り、待っているよ、誰もいじめないよ、待っているからねという意思表示をした遊佐中学校の子供たちに私は本当に敬意を表したいと思えます。

次に移らせていただきます。今回、保留音のことを提案いたしました。これには訳がございます。統合において賛否両論、本当にたくさんの声をいただいております。その方向に進むに当たって、なくしてほしくないものを残したいという気持ちはよく伝わりましたので、私なりに校歌はもしかしたら保留音で残せるかなと考えました。確かにたくさんの学校があるのですが、年度年度変えてもよいですし、その姿勢を町民の方は見ているのではないかなと考えることが様々な会合で感じ取られます。今の保留音が悪いと言っているわけではないのです。今の保留音は、それはそれですばらしい保留音ですし、町のPRにはとてもなっております。ただ、やはり町役場というところは、ご結婚なさる幸せな方もいらっしゃいますが、様々な悩みを抱えていらっしゃる方もいらっしゃるの、町長がおっしゃった最初のクラシックもよかろうと思いますが、校歌に関しては本当にオーソドックスというか、賛否両論の否がない提案だと思っております。たくさんの課題はあると思うのですが、学校を統合する今だからこそ何とか歌は残せたよとか、あともう一つ、商工会の会長とか事務局様で話し合わせてもらっていることなのですが、福祉券の米〜ちゃんのチケットのほうも、米〜ちゃんも本当にご苦労かけて長く働いてもらっていますので、そこに各なくなる小学校の学校だったり、偉人の方たちであったり、例えば杉沢比山の舞いだったり、吹浦の祭りだったり、それを絵として、または子供たちに募集して子供たちの作品で福祉券を作るということもこれからは考えてもよかろうかなと思います。商品券はたくさん作ってあるので、今すぐには無理だと思います。ロットをたくさん発注したほうが安く上がりますので。ただ、やはりひねるといふか、もう少し、もう一歩アイデアを出し合って、町民の方たちがぐっとくるような政策に転換していければ、私はさらにこの町のよさがPRできると思っております。いつも行政の方たちのお働きには、本当によく頑張っていると思っておりますので、自分は町民の方と行政の方の橋渡しの仕事だと思って毎日やっておりますので、私の案は本当に素人の考えかもしれませんが、何か参考にしていただけたらありがたいと思つ

ております。ご答弁はどちら様、町長、大丈夫でしょうか。お願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私、自らが遊佐混声合唱団の会長をしていたとき、そしてちょうど遊佐中の校歌制定委員長を承った経緯があったものですから、新中学校開校に当たってのさよなら校歌というステージを遊佐混声合唱団で平成4年秋、いわゆる新中学校の校歌できたときに新しい中学校の校歌と旧菅里、旧藤崎、旧遊佐中の校歌を、そして当時うちの合唱団には旧蕨岡中学校の校歌を作曲なさった佐藤栄一先生がいらっしゃいましたので、それらをみんなで歌おうやということで町民に呼びかけて、そして指揮者は卒業生の中から誰かが指揮する、伴奏も手を挙げた皆さんの中から誰かが伴奏するという形で、思い出のさよなら校歌を遊佐混声合唱団、当時私が会長を担っていましたので、やらせていただいた記憶があります。やっぱりCDとかでしっかりと残すためにも、そういうふうな機会はどこかの機会で、町中心でなくても、当時は遊佐混声合唱団でやったわけですから、そういう機会でこれまでの校歌に感謝し、新しい校歌を受け入れるという機会として自らが動いた経過もあるものですから、そういうのが機会があれば本当にすばらしいのだなという思いをしているところです。それにはやっぱり今統合新小学校の校歌をつくっている実行委員、校歌の制定委員会の皆さんもいらっしゃるわけですから、その皆さんがやっぱり何とかそういう機会つくりたいねという、まずは思ってもらうこと、そして実現の方法としてどういう人たちが歌うかも想定してシミュレーションしていただくこと、そのような中で新しいことができたらいいかなのという思いをしているところです。平成4年の新中学校の校歌発表会のときには、ちょうど私がその当時発表会の実行委員長を担わせていただきました。当時、町民体育館、900人ぐらいの子供さんたちが整列して、ああ、そういえばあの当時は町体いっぱいだったなという思いと、その中でも新しい校歌というのはやっぱり、吉野弘先生の作詞、作曲が吹浦の布倉出身、牧野英三先生の作曲という形で、非常に町民の皆さんから、ああ、いい校歌ができたねと、よく歌う機会つくってくれてありがとうと言われた思いがあります。その当時、たしか小野寺前町長も、その当時は町長でなかったもので、たしか一緒に参加した記憶があるのです。そんな形ですので、やっぱり今の若い世代がどう考えてくれているか、それらをやっぱりしっかり受け止めていきたいなど、このように思っています。私からやれとかという形ではなくて、実際合唱する団体が、今合唱が、オペラとかコーラスとかが悪者扱いで、なかなか発表できないという、非常に今苦戦しています。来年の夏以降、コロナが収まれば、そういうみんなで歌うということが可能になれば、それはすばらしい機会になると思いますし、全ての小学生が、ああ、新しい校歌はこういう校歌なのだよということをちょうど町民の皆さんにも発表できる機会が得られると思いますので、それぞれの心の、ふるさとの小学校の校歌は何年たってもやっぱりそれはそれはすばらしく、私自身も思っていますので、それら等が長く引き継がれるためには、そういうイベントとしても町としては応援することができればありがたいと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 私も、ちょっとずれる内容もあるかもしれませんが、2点ほど答弁させていただきます。

1点目は、小学校、間違いなく1年ちょっと後になくなるわけで、校歌、残したい。実はこれもう五、

六年前、七、八年前になるかな、退職校長会でつくったのかな、町内だけでなく酒田、飽海全部の小中学校、旧菅中、藤中、旧遊佐中も入れて全部CD化してあるのです。ですから、それには小学校であれば例えば高瀬小であると今の校歌と旧校歌も入っていたとか、そういうのがありますので、それも誰が中心になってつくったのかも私も分かっていますし、私も1枚はたしか持っているはずですので、その辺、遊佐町に著作権ちょっと貸してくださいませんかと言えば多分活用できる可能性がありますので、それはもし可能であれば改めて録音しなくてもいろんな機会に活用する場面も考えられるかなということで、一つまずお話ししておきます。

そして、テレホン、電話の件でございますが、総務課で当面は今の流れでいって、そういういい効果ができたり、またいい独自の発信ができる音声ができただけの場合は考えなくもないという、こういう答弁、総務課長うなずいていますので、新しい校歌、年度内には出来上がって、4月に入ったら各小学校で練習して、早い段階で、1学期のうちに全体で遊佐小学校に集まって歌の練習するとか、そういう交流学习もやりたいなということで準備委員会のほうでは段階的に考えておるようですので、その校歌がどういうものであってどうだかということ、これはもう最上級のマル秘情報でありますので、3月までもうしばらくお待ちいただいて、乞うご期待で、どういうものができるか私もさっぱり分かりませんが、楽しみにして待ちたいと思っておりました。

以上でございます。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） まさか教育長からそのCDの存在をここでお聞きするとは思っておりませんでした。実はそれを探していたのでした。著作権の利権とか様々な問題はあろうと思うのですが、トライアルと言ったらなんなのですか、ならばそのCDを機械に落とし込んで流す作業であればイージーにできるのではないかなと考えております。そして、新しい学校には何も言わなくても光が当たります。新しい校歌にもみんな注目します。私が今回申し上げたかったのは、やはり昔のことまたはなくなるもの、毎日旧庁舎の前を歩いて出勤するのですが、本当にきれいになくなっていきます。こんなにも頑張ってくれた庁舎なのですが、もう少しで跡形もなく消え去ります。そういう思いでいるときに、新しい校歌よりはぜひこの今学校なくなるといって心を、寂しくて、もう集落で子供もいなくなるし、学校もなくなるしという町民の方に、役場に電話すると校歌が聞けるよという一言で、明るくならないかもしれないのですが、うれしい気持ちになる人は絶対一人はいると思います。ゼロではないことをしていきたいなと常々思っておりまして、話戻りますが、ひきこもりの対策をして通って来てくれる方がゼロではなかったと聞いたときに、私は6月から始めてゼロではなかったという実績を大いに評価したいと思っております。

最後になりますが、私たち、私もタブレットを使いながら仕事をさせてもらっておりますが、逆にIT化ではないよさとかも考えたりとか、小学校の子供、お子さんにボランティアをしたらお手紙をもらったりとか、「いつもありがとうございます。学校の田んぼで育てたお米です」と、「今年はずっと以上に粒も大きく、おいしいお米ができました。これからもどうぞよろしく願いいたします」という絵手紙をもらったりとかすることで、やはり温故知新、昔のやり方を継続することも大事なかなと思いながら仕事をさせていただいております。今日は、ヤングケアラーのイラストを皆さんにお示しするのに、こちらの画面に映すという打合せをしていなかったのに、事務局のほうで私とその発言をした瞬間に画面に出してくだ

さいました。私は、これはスキルがある方ではないとできないと思います。そういう仕事の仕方をみんながしていけばすごい力になると思いますし、それぞれのやはり得意技とか持ち味があると思いますので、今回も皆様の一般質問を聞きながら、私もまた精進していきたいと思います。賛否両論がある遊佐町の中で、様々な意見を聞きますと、やはりその意見もそうだよなとか、その意見はそうかと、勉強になることがたくさんありますので、またこれからも様々な意見を聞きながら、よいほうに向かっていく遊佐町であってほしいと願わずにはられません。

これにて、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて、6番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

午後3時まで休憩いたします。

（午後2時45分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時）

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 休憩明けということで、皆さん少しリフレッシュされた中で私のほうからお話をさせていただきます。

先ほど来ちょこちょこ話が出ておりますが、コロナの感染、これが比較的減少傾向という落ち着きを見せております。県内においては、今日お昼のニュースでは感染者は県内はなかったと、ゼロということになったのですけれども、クラスターが発生をいたしまして、何人かの方が県内では感染者が出ているということではありますが、先ほど申し上げたとおり、全国的には減少傾向ということでもあります。しかし、オミクロン株という新しい変異した株が発見をされまして、どのようなウイルスなのかということがまだよく分かっていないという状況でありました。デルタ株のときのようにはなってほしくないなと本当に思っております。去年よりは本当にいい年末年始が送ればというふうに思っているところでございます。

さて、私も通告に従いまして一般質問させていただきますが、さきの第544回2月定例会では、主に遊佐町定住促進計画の取組について一般質問させていただきました。今回は、現状と今後ということで、その計画につきまして再度質問をさせていただきたいというふうに思います。そもそもこの計画は平成25年に策定をされております。現在は、平成29年度から今年度、令和3年度までということで、第2次遊佐町定住促進計画ということで移行して推移をしているという状況でございます。第2次を策定するに当たって課題が載っております、大きく3つ載っております、1つ目が若者の定住促進、2つ目が雇用の安定と就労環境の充実、3つ目がUターン、移住希望者の定住促進と、これが挙げられておまして、現在ちょっとちらちら振り返りますと、若者の定住促進ということにつきましては、一番分かりやすいところであれば目の前の現在舞鶴地区、ここの住宅整備が行われておまして、分譲に関して言えば9区画あるわけですが、残りが3区画と、現在3区画残っているというふうに聞いております。そのほか、賃貸のほうも舞鶴地区だけではなくて、民間のほうの協力もありまして、アパート等も建っているような状

況でございます。いい環境が整いつつあるなという感じがしております。雇用の安定と就労環境の充実ということにつきましては、さきの一般質問の答弁にもございましたビジネスネットワーク、これの活用、あとその近隣市町との協力、これが大切だという話がございます。これについては、本当に一概にこれだという答えがない、非常に難しい面もあると思うのですけれども、最近の地元の関係でいえば鳥海南工業団地のほうにバイオマスの発電所が今建設中でございます。これは直接的な雇用ということではないのかもしれないのですが、先日ですけれども、ウイスキー、これも発売されました。これについては、発売をされることによっていろんな波及する効果というのでも出てくるのではないかなというふうに思っているところでございますし、あと先日行われたサケのシンポジウムでは養殖の話がありまして、これも事業的に本当にいい方向に進んでいけば雇用が期待できるのではないかなというふうにちょっと思ったところもでございます。あとは、パーキングエリアタウンも今計画が進捗しているような状況でございます。明るい材料も増えているなというふうに感じております。Uターン、移住につきましては、現在も集落支援員、いなか暮らし応援団、地域おこし協力隊などなどが連携をしながら現在も活動しているわけですが、現在、コロナの影響で本当に地域間の移動がなかなかできないということもありまして、思うようにその活動ができていないという状況でもあります。第2次のその政策につきましては、まだまだ本当に事細かく多岐にわたって行われているわけでありまして、子育ての支援であったり、農業者の育成であったりいろんな、もっともっと多岐にわたって行われているわけでありまして、来年度からはいよいよ第3次ということで移行をしていくわけでありまして、この中身につきまして、5年間、この経緯を踏まえまして、前回の答弁にもありましたが、見直しや改善を図りましてチャレンジをするというような文言がございました。そういう内容が盛り込まれているのではないかとというふうに考えるわけでありまして、そもそもこの計画につきましては人口減少に歯止めをかけるという目的がございます。それに加えまして、コロナ禍という新たな問題が現在増えております。

そのような中で、現在の状況、これはどうなのかと。そして、この移住、定住には本当に町の情報発信という、そういう側面も持っているわけがございます。そうしたことも踏まえまして、新たな計画というものはどういうものになるのかということをお聞きしたいなということで、私の壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 1番、本間議員からまさに町の一番の課題であります定住促進について、現況と今後の展望についてという質問をいただきました。答弁をさせていただきます。

我が町では、転出の超過、そして特に少子化による人口減少が急速に進行する中で、何とかこれに歯止めをかけたいという思いで、かつての交流人口の拡大という従前の考え方に移住定住の促進をテーマにと、本当に各課を連携して策定に当たるための庁内連絡会議等をしっかりと設けながら、平成24年度、いわゆる平成25年1月に遊佐町定住促進計画を策定しました。多分5年間の計画でどうしようという形だったと思います。ところが、平成25年度を実は町としては定住促進元年として位置づけて、係を新設、係長新設、そして集落支援も新設をして、これまで取り組んでこなかった定住促進について何とか町全体で、そして総合的に移住、定住策を進めたいという思いで、遊佐町I J Uターン促進協議会の設置、そして計画に基づく多様な分野での移住、定住促進策に取り組んでまいりました。多分振り返ってみますとこれで正解は

ないのだと、制度として常に新しくしていく気持ちがないとこれは大変だなという思いをして取り組んできました。そして、平成29年からの第2次の計画に取り組んでまいりましたが、何と何と昨年コロナウイルス感染症の拡大という形で、まずは都会に出張できないと。会議はウェブが最低限、以外はできないという形の中、それからこっちにお試し住宅に来てもらえるにしても、なかなかそれについても感染症が怖いから受け入れ難いという形の状態が続いておりました。特に首都圏での移住セミナーとか情報発信事業には、当初の計画どおりにはいかないという形で、令和2年度、令和3年度もほとんどそのような状況で今日に至っているとおりであります。計画どおりには全く進まないという状況でありました。そんな中ではありますが、今年度また新たな事業にも実は取り組んできております。昨年度造成が完成した舞鶴地内の若者定住住宅につきましても、行政報告でもありましたが、今年度9区画の若者世帯の分譲販売と4区画の賃貸住宅建設運営事業への貸付募集を行い、6区画の分譲、2事業者に2区画、計4区画の貸付けが決定し、現在契約等の手続を進め、完了、そして工事が進められているものも出てきております。現在、残りの3つは残っておりますが、先着申込み順による分譲販売の募集を行っているところであります。また、町が空き家を10年間借り上げ、リフォーム工事を行い移住者に貸し出す定住促進住宅活用住宅及び空き家再生地域おこし活用店舗につきましても、事業を従来の町借り上げ方式から空き家を10年間賃貸住宅として活用する場合のリフォーム費用補助と空き家を活用した起業する場合のリフォーム費用の設備投資費用の補助を行う補助方式に変更し、利用者の望む形でのリフォームや起業準備を可能にすることで、さらに空き家を利活用いただけるよう事業の見直しを行っております。お試し住宅につきましても、広野と布倉に持っておりましたが、布倉の住宅につきましても、我が町ではないのですけれども、最上地区に今おいでの地域おこし協力隊が来年度から遊佐町に住みたいと、吹浦に住みたいと、そんな申出をいただきまして、実はその布倉のお試し住宅はその方が遊佐町に住みたい、それがそこに住みたい、布倉に住みたいという形が申出ありましたので、それら等に供する予定で、町としては契約の解除を行ったところでありました。いろんなコロナ禍の情報発信、移住相談、本当独自にインターネットを使用した移住セミナーも行っていますが、8月に開催した第1回セミナーでは、移住者の体験談等を発信しながら、フリートークで移住施策や本町での生活について情報発信して、好評をいただきました。来年1月にはUターン移住者、東京都在住の遊佐町出身者をゲストに第2回目のセミナーを開催し、町外に住んだからこそ分かる我が町の魅力、Uターンするに当たっての体験談等を発信する予定であります。これら移住、定住促進施策の下となる遊佐町定住促進計画につきましても、現在、庁内関係各課の職員から成るワーキンググループにての第3次遊佐町定住促進計画の策定作業を進めておりますので、また地域で頑張っておられる若者の移住者の方からお集まりをいただき、それぞれの立場から移住、定住施策を含む町施策にご意見をいただきながら、計画策定の参考にさせていただいております。今後は、これらに加え、遊佐町総合発展計画後期基本計画の策定のために行った町民意識調査の分析内容も踏まえて、各所管課で取り組む具体的な施策をまとめ、来年3月に完成する予定であります。新型コロナウイルス感染症の拡大が多少落ち着いているということもあり、移住相談及び来場しての移住体験件数も回復傾向にあります。また、コロナ禍による移動の制限により来町することが困難だったため、町外、県外にお住まいする町内に空き家を所有している方から空き家の管理に関する相談件数も増え、空き家バンクへの新規物件登録数も増加をしております。このような状況を踏まえて、第3次定住促進計画に基づく今後の移住、定住施策においては、移住、定住

希望者のニーズを捉え、状況に対応しながらこれまでの施策をブラッシュアップしていくほか、ウィズコロナ、アフターコロナを考慮し、リモートの取組など新しい視点、手法を取り入れた従来の方法にとらわれない施策内容を検討していきたいと考えております。

また、移住相談、移住体験時の対応から町民の温かさを移住要因に挙げる移住者の方も少なくないことから、コロナ禍で人と人の心身の距離が離れる今だからこそ、庁舎内各部署、集落支援員、NPO法人いなか暮らし遊佐応援団等の団体組織がさらに連携しながら、これまで以上にマンパワーを重視して移住、定住希望者に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） ここに、私の手元で恐縮なのですが、住民基本台帳というのがございます。これ町の統計で出ているのですが、各年、毎年9月末日で出している数字でございますけれども、先ほども少し申し上げました人口の減少に歯止めをかけるのだということでのこの施策であります。この第2次の期間中の数字をちょっとだけ、見れば分かるのですけれども、申し上げますと、平成29年9月の人口、世帯数、これがそれぞれ1万4,206人、5,006世帯でございます。最終年度、令和2年、去年の9月、台帳に載っておりますのが2年の9月のデータでございますが、それぞれ1万3,460人と4,973世帯ということでありまして。単純に計算すると746人減っておりまして、世帯数はそれほど減っていないと。33世帯が減っているのですけれども、それほど減っていないという数字でございます。平成27年度に2060年、いろんなデータが出ておりますけれども、そのときに出たのが、町で何もしなかったらという、たればの話なのですが、6,000人でしたかな、5,000、何かそのぐらいの数字、何もこのまま町で取り組まなかったらということが出た数字がございました。そうではちょっといけないということで、いろんな施策をしながら、その2060年の人口の目標を8,000人という、遊佐町人口ビジョンで目標を策定したという経緯がございます。これらもちょっと踏まえまして、その第2次の期間、今年も入っているわけですが、第2次のこの5年間のその数字の経緯というものを、町のほうでその人口の推移についてどのように捉えているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答え申し上げます。

第1次の計画期間でありました24年度の末から28年度末までの5年間の減少数については、人口が24年度末1万5,394人、平成28年度末の人口が1万4,260人ということで、減少数が1,134人、増減の率でいきますと7.4%ほどとなっているようでした。その後、第2次の計画に入りまして、まだ5年間経過していないわけですが、29年度の末から2年度の末、4年間になりますけれども、29年度の末が1万4,085人、令和2年度末で1万3,294人ということで、この4年間ですけれども、791人の減、増減率で5.6%となっております。年間で見ますと、4年と5年間で割り返してみますと、前期のほうは年間平均で227人の減、第2次の期間中は年間198人の減ということで、若干その減少の割合が緩やかになっているのかなということでは捉えております。この第2次定住促進計画では、若者の定住促進、雇用の安定と就業環境の充実、それからUターン、移住希望の定住促進の3つを大きな課題として捉えて定住施策に取り組んでまいりました。具体的には、18歳までの子供の医療費を無料にした子育て医療給付事業、それから保育料の無料化な

どを盛り込んだ、ゆざっ子エンゼルサポート事業、それから子育て世帯への移住奨励金の交付など、子育て世帯には多くの支援の充実を図ってきたところです。

それから、空き家バンク、それから空き家再生地域おこし事業等、住宅の新築や購入時の支援、それから民間活力による賃貸住宅建設促進による住宅の整備、それからチャレンジファームによる就農支援、I J Uターン就職者への経済支援、それから町長答弁にもありましたけれども、集落支援員、いなか暮らし応援団等によるきめ細かい移住相談、支援など幅広い分野で取組を行ってまいりました。こういった取組の成果で、若干ではありますが、減少のスピードを抑えることができたのかなと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） 若干緩やかになっていると。2060年までの8,000人に対しての人口の推移の度合いといえますか、その進捗といえますか、そちらのほうもぜひしっかりとお示しをしながら、その経緯の説明をしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次ですが、先ほどの町長答弁の中で、移住に関する問合せが増えているのだと、空き家バンクの登録も増えているというお話がありましたけれども、これ確認方ちょっとお聞きをしますが、何がどのようなその要因、その問合せが増えたとかなんとかというのはどのような要因が考えられるでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答えをいたします。

相談が増えたというのは、この秋になってからという感じになっております。新型コロナウイルスの第5波で人の移動が大分制限されていた頃から、春から夏、夏終わりまでについては移住相談が例年より減少しておりましたが、宣言が緩和された10月以降、その移住の動きが活発化してきた、移住の相談、移動もできるようになりましたし、実際にいらしていただける、当初は電話、メールで相談されていた方が10月以降実際に来町して面談して相談するというケースも増えております。

それから、もう一つ、空き家バンクの登録件数も増えてきているのですけれども、どうしてもコロナ禍で、実家を所有して年数回帰郷して管理するといった方がコロナ禍でなかなか帰郷が難しくなってきたりまして、どうしても今後の管理について見通しがだんだんつかなくなる状況でその空き家を手放す決断をされた方も多くなってきたのかなということで、実際にその空き家所有の方からの相談も多くなっている状況にあります。

以上です。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） 空き家ができるだけそういう管理できる状況にあればいいのかなと勝手に思っているところもありますので、登録が増えるというのはただ空き家にしておくよりはいいことなのかなというふうに感じているところでもありますし、問合せが増えたという、今年の秋からというお話でありました。感じるのは、やはり情報というか、環境というか、そういうところにやっぱり皆さん敏感だなというふうに思います。なので、常にそういったことを頭に入れながらやっぱり対応していかないといけないのかなと、改めて思ったところでもありますし、ちょっと小耳に挟んだ話で恐縮なのですが、ふるさと納税、寄附金が今年も、行政報告書にもありましたが、増えております。そうした返礼品をいただいた方が遊佐町つ

てどういうところなのだろうという、その返礼品をいただいた方がそういったところで、直接移住したいとか、そういったところまではちょっとお話は確認はしていませんので、逆にそういう問合せもありますという話もちよっと聞きました。何が原因で遊佐町に興味を持つ、遊佐町に来たいみたいな、そういった話が出てくるのかちよっと分かりませんので、とにかく広く網を張っていくしかないのかなというふうに思いますので、各課のそういった連携、いろんな話も含めて対応していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

いろんな話が出ましたけれども、話をちよっと変えまして、答弁の中にもちよっとありました地域おこし協力隊の話がありました。この定住率についてちよっと考えたいと思います。これまでもしばしば協力隊員の定住率については話が話題になっていると思いますけれども、これまでも遊佐町の情報発信ですとか首都圏においてのPR活動など、移住、定住に関してなのですが、そういったことに関わってきた経緯がございます。当然現在も継続しているわけでありまして、町に住んで、生活する手段、その隊員が明けました、ではこれからどうしようというとき、そういう手段としては、どこかに就職できればいいのでしょうか、なかなかすぐぼんと職に就くというのは難しいところもございます。これまでの経緯を見ますと、個人でなりわいを起こすというようなパターン、例えば就農であったり、会社を起こしたり、お店をやったりみたいな、起業であったり、意外とそういう傾向にあるのかなというイメージでございます。これとある隊員の話なのですが、自分は協力隊隊員としてUターンをしてきた、もっと自分たちの世代が、そういう人たちが町にUターンしてほしい、だからそういうUターンしてくれるような活動が隊員としてできればと、やりたいというお話でありまして、そして任期が終わってからはやっぱり自分のそのスキルを生かして、もちろん生活のベースは遊佐町に置きながら、スキルを生かした起業をして、首都圏とも仕事もしながら行き来の中でそういったUターンに関する、仕事をしてからもUターンに関する、遊佐町にUターンしてくるような活動を自分はしていきたいと、だから隊員で活動してきたことをそのまま仕事をしながら私は活動して、1人でも2人でも町にUターンしてくる人を増やしていきたいのだと、そういう話をしておりました。この話を聞いて思ったのは、やはりこの町でその人が何をやるのかであり、何ができるのかであります。そういう高いモチベーションというのがやはり必要なのだなということをちよっと話を聞きながら思ったわけでありまして。そういったことも隊員に対して育ていけるような、そういう取組というのも必要なのではないかなというふうに思ったわけでありまして、これについて、ちよっと話が飛んで申し訳ありませんが、所見があればちよっとお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答えいたします。

まず、協力隊の定住率というお話がありましたけれども、これまで本町では20名の方が地域おこし協力隊として活躍されてきました。その中で、退任された方が15名、その中で定住された方は7名ということで、定住率としては47%となっております。ただ、総務省が出しております統計というか、令和元年度時点での協力隊員の定住率、約6割となっておりますので、まだまだ全国平均よりは低い状況になっているようにございます。地域おこし協力隊につきましては、都市部というか、都市部に限らないわけですが、遊佐のほうに生活拠点を移して、そのアイデアやスキルを生かして地域活動、地域課題の解決に取り組んでいただきながら、将来的に定住、定着につなげることが目的となっております。遊佐町でも、隊員

の起業費用を支援する地域おこし協力隊起業等支援補助金、それから退任後、その起業に向けた生活支援、としてチャレンジ遊佐定着支援金等を交付しながら、隊員の定住に取り組んできたところであります。ただ、議員おっしゃるとおり、なかなかその目的とした自分のやりたいことと町のほうで募集するミッションといいたいでしょうか、業務内容が結びつかないとか、将来の起業に結びつかないとか、そういった状況もありますので、そこらあたりのミッション、業務内容等を吟味しながら隊員を募集していけばさらなる定住につながるのかなとは思っております。経済的な支援もありますけれども、情報提供、相談等も行いながら進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） やはり隊員の活動を通して定着してもらおうというのが一番いいことなのかなというふうにちょっと思ったりもするのですが、なかなかうまく具合にそういう業務があるかということ、なかなか当てはまらなかったりと、現実的には、そういったこともあろうかと思えますけれども、やはり引き続き、大切な人材確保の手段なのかなというふうにも思えますので、そういったところしっかり取り組みながらやっていただければなというふうに思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、第3次遊佐町定住促進計画、これについてちょっとお聞きをします。答弁の中に、これまでの計画をブラッシュアップ、これまでの枠にとられないという文言がありました。来年度から第3次の計画がスタートするわけでありましてけれども、どのようなことを、第3次では目指していく計画になるのかということ、今後の具体的な施策でそういったものが何かあればお伺いをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 今現在、第3次計画の内容について検討を進めているところですが、第2次の事業実績、効果を分析して改善を図ること。それから、ウィズコロナ、アフターコロナの時代に入りますので、そういった中でのリモートの移住セミナー、それから全町的な賃貸住宅の解消に向けた民間活力による住宅の促進など、社会情勢、移住者のニーズに配慮して検討を進めていきたいと思っております。

それから、これからの遊佐を担う若者の意見、移住者の意見を積極的に取り入れるようにという町長の指示もありまして、先日懇談会を開催したところでございます。その懇談会、まだ内容まとまっておりますけれども、例えばですけれども、家族で移住してきたときはすごく多い支援等あるのですけれども、単身でUターンしてきたときに何かあまり補助がないのかなとか、まるっきりないわけではないのですけれども、そういった実感を持たれた方とか、あとは子育てのときの、保育園は十分あるわけですが、病気のときの病児保育の施設がないとか、そういった意見も出されましたし、総合発展計画の後期計画でアンケートを取って、その中に若者の定住についての項目もあって、その辺の分析からいくと子育てしやすい環境、住宅整備、移住の施策等々は満足度が高い一方で、企業立地や就職支援といった就業の機会の創出や就職環境の拡充に対する不満が多かったというところがあったり、その同じ項目で重要度を聞くとところもあったのですけれども、子育てとかのにぎわいについては重要度も高くなっていますけれども、その重要度が高いけれども満足していないという部分については、就業とか企業立地の面あたりですので、

そういったところの検討も踏まえながら第3次の計画をつくっていきたいと思っております。遊佐町の人口ビジョン、目標で定めております2060年度8,000人の実現を目指して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 自分も肌で感じることは、やはり仕事が出てくるなど、仕事ということで詰まってしまう場面が多いのですが、ただ先ほども申し上げましたとおり、雇用という面に関しては地元、答弁にもあります。やはり幅広い範囲で取組をしながら、ただ住むところは遊佐町にという話にはなっていないのですが、そういった材料を整えながらという第3次計画になっていくのかなというふうにも思います。特に雇用、頭の痛いといえますか、難しい問題、雇用というところも踏まえまして、最後に町長から何かご所見あれば伺って私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 遊佐町のウイークポイント、私は定住の大きな力のある働き場、いわゆる就業支援についてやっぱりなかなか企業がないということが一番大きな課題だとは思っています。ただ、3年前に焼結金属の会社が鳥海南工業団地には入ってきたわけですし、今鳥海南バイオマスパワー株式会社が3年間で250億円の設備投資をする、従業員も地元からというのでしょうか、酒田から遊佐からいろんな形で選んでもらえる機会が増えるなどということ、喜んでいるところでありますが、そのほかに私は関連する輸送業とかの関係でいけば、やっぱり北港からあれだけのバイオマスを運んでくるということは地域にはかなりのお金が回るなどという思いをしているところであります。先日、あの工業団地を見に行ったときに、大阪有機化学工業株式会社の東側、これまでは本当に造成というか、工業団地らしくなくて、造成もできていなかったのですが、年度末まで造成をしていただけたということで、私は昨日、山形県議会議員に電話をして、あれ決まっているから造成したのはどうなのだろうということを確認しました。そうしたら、県議の先生は、1社は決まっているのだということをおっしゃってくださいました。売るところが決まっているから造成を県で工業団地をしたということでもありますので、それら数社がやっぱり参入してくれるということ、町にとっては大変ありがたいことで、それら等と、やっぱり企業奨励条例等を大いに活用してもらいながら、働き場の確保についても町として一定の努力をしなければならないものだと思います。実は高校生の自然体験留学が教育委員会の報告で新たな年度は9名が来たいというお話がありました。ということは、このコロナ禍で、ネットの時代で、来ていただく、選んでいただく町としてやっぱり遊佐高校が選ばれたということ、大変やっぱり鳥海山の麓に暮らす私たちにとっては、私たちの町で高校時代を過ごしてくれる若い世代がそんなにも都会からいるのだということは、もっともっと自信を持ってアピールしなければまずいのかなと思っています。

そして、実は青葉台団地は完売しましたが、今舞鶴地区の若者住宅という形、それから民間の活力を利用したアパートについても、今3棟は造っていただく予定です、もう一社も貸与の形でできて、造ってもらいます。これら等を見れば、定住人口、そしてやっぱりふるさと納税の増を考えたときに、関係人口の増大というのも狙っていく必要があるのだろうなと思っています。ふるさと納税をしながら、お米のおいしさ等いろんな形、水のきれいなところ、いろんな情報をしっかり私たちのほうから

ももっとも発信をして、それらをやっぱり、関係人口の拡大にも踏み込む大いなる機会なのだろうなと思っていますので、ふるさと納税の増えた分でそういう、逆に言うと発信業務等ももっと充実させることができればプラスにまた回ってもらえる機会もなるのかなと思っていますところであります。

以上であります。

議長（土門治明君）　これで、1番、本間知広議員の一般質問を終わります。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君）　日本共産党の佐藤光保です。私からは、ひきこもりについてお尋ねいたします。

ひきこもり、それは私が議員になるとすぐに生活相談に上がってきました。議員になる前も、広報紙や各種相談の回覧版でよく目につくものでした。このことは最近においても同様と見受けます。8050問題という用語が一般的なものになるほど、事態は定着してしまいました。

そこでお尋ねします。まず、相談の実施状況はどうかお伺いします。ひきこもりは、解消が困難を極める課題であり、そのために継続的な各種支援が必要です。多機能福祉施設、若者相談支援拠点、家族会などの支援の体制はどうかお尋ねします。

次に、国は市町村の相談体制づくりを進め、支援を強化する模様です。施策の今後の充実についてお伺いします。

次の質問は、人工透析についてであります。町民の高齢化及び成人病の増加といったことがあります。患者数の動向はどうかお尋ねします。

また、公共交通機関の脆弱性ということもあります。通院に係る課題はどうかお尋ねします。

以上、壇上からの質問といたします。答弁のほうをよろしく願いいたします。

議長（土門治明君）　時田町長。

町長（時田博機君）　それでは、4番、佐藤光保議員から2つの点について、1つはひきこもりについてと、人工透析についての質問ありましたので、私から答弁をさせていただきます。

ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をいい、他者と交わらない形での外出も含むとされています。内閣府が平成30年度に40歳から64歳を対象にした全国調査では61.3万人と推定され、全年齢の総数は100万人を超えられていると言われております。山形県においても、平成25年度と平成30年度に民生児童委員を通じて調査を実施しております。15歳以上のひきこもり状態にある方は、平成25年度の調査時では約1,600人でしたが、平成30年度の調査ではおよそ1,500人でありました。人数は若干減少していますが、出現率の比較では0.14%から0.3%とほとんど変化がなく、依然として多くの方がひきこもり等の状況にあります。各市町村の調査結果につきましては、個人の特定や風評等につながるおそれがあるため、県では公表しておりません。本町のひきこもり相談の実施状況についてであります。平成29年度より健康福祉課健康支援係を窓口としてひきこもり相談会を実施しており、今年度は年10回を予定しています。相談員は、若者相談支援拠点となっている多機能福祉施設こもればの職員とひきこもり家族会から来ていただいております。ひきこもり者本人が相談に来所することは少なく、家族が継続して利用しており、1日1回当たり2から3人、年間では実人数で約5人、延べ人数で12から17人が来所相談を受けております。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度は相談会を2回休止いたしました。必要に応じて自宅へ訪問して支援も行っております。ひき

こもりの原因や背景は多岐にわたり、多種多様な問題を抱えている場合が多く、特にひきこもりの期間が長い場合や高齢者の事例では、本人の変化を促すことが難しく、長期にわたる継続的な支援が重要となります。

次に、多機能福祉施設、若者相談支援拠点、家族会などの支援の体制についてであります。町での相談会のほかに、令和3年6月から若者居場所支援として総合福祉センターでフリースペースひなたを開設しております。多機能福祉施設こもれびの職員が相談員として月2回開設しており、10月から1名が利用しております。また、酒田市に事務局があるひきこもり家族会春風の会が、町のひきこもり相談会のほかに酒田市において定例の相談会も開設しております。

次に、施策の今後の充実についてであります。町ではひきこもりの問題に悩む人の早期の相談につなげるため、地域を知る民生児童委員の存在が重要であると考え、毎年定例会でひきこもりをテーマに研修会を開催しております。また、90代の親と60代の子供による9060問題に対応するために、「ひきこもりの子どもと親の介護」ということで、今後ケアマネジャーにも研修の機会をつくっていきたいと考えております。ひきこもり者、家族に対する支援は一機関で完結できるものではなく、複数の機関が連携を図りながら継続的に関わっていかねばなりません。今後も関係機関と連携して研修や個別相談を重ねながら、当事者とその家族に寄り添い、全ての人が安心して暮らせる地域づくりを行っていきたいと考えております。

2番目の質問でありました人工透析についての患者数、また通院に係る課題についての質問に答弁をさせていただきます。遊佐町の透析患者数は、平成30年度末で42名、令和元年度末で46名、令和2年度末で52名、現在も52名と、年々増加傾向にあります。また、直近52名のうち42名が65歳以上であり、全体の平均年齢は71歳となっております。町は、これまで透析患者の通院支援として、独り暮らしで自分の力で通院できない方や家族による送迎もできない方を対象に町有バスで送迎を行ったり、自力で通院や家族の送迎により通院されている方で非課税世帯の方へ交通費助成を行ってまいりました。町有バスの運行につきましては、自宅から本間なかまちクリニックの間の送迎を毎週月、水、金曜日に行っておりますが、運行日以外の火、木、土曜日に通院される方は、曜日変更が困難なことから、町有バスを利用できない状況がありました。このような状況の中で、今年度高齢のため冬期間自分で運転ができない方や、家族が高齢になり送迎ができなくなる方がおり、町で送迎することといたしました。病院側と透析日の調整を行い、冬期間の火、木、土曜日の運行について民間のタクシー会社へ町が委託し、町有バスと民間タクシーを利用した月曜日から土曜日の週6日の運行を行う予定としております。このように通院患者や家族の高齢化により自力で通院が困難になっていることが挙げられますので、これらを何とか支援していきたいと思っております。今後このような形で透析患者が増えてくると予想されます。来年度以降の運行については、引き続き病院側と協議をしながら、透析患者の通院について検討していきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） どうもありがとうございました。町長のほうから9060という言葉が出たのには多少驚きましたが、私がそれを質問の中で取り上げようと思っていた言葉だったので、もう既に町長もご存じのようなレベルの時代になっているのだなということをつくづく感じた次第であります。

1つお尋ねしたいのは、定義、6か月以上そういった状態にあるものというふうな定義が一つ出ました。それで、私がこれに関してちょっと調べていまして分からなかったのは、65歳以上はどうなるのだろうという問題です。この辺課長、どういうふうに考えればいいのかお聞かせ願えれば。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） この定義というのは、ひきこもりの評価・支援に関するガイドラインというものから出ているものなのですけれども、これについては65歳という区切りはないものですから、全て該当すると考えています。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 上限は65ではないということですか。一般的に、新聞の中のこの記事の解説では15から39歳で若年層54万人、40歳から64歳で61万人という言い方をするものですから、そういうふうにして65歳以上はどうなっているのだろうというふうに聞いたのですが、これは64歳で切らないで、もっと上まで続くということで伺っているのですか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 大体64歳までということで、自分で活動してできる範囲というか、そういう感じになるかと思います。ただ、64歳、65歳になっても元気な方もいらっしゃいます。ただ、その方が実際には例えば精神的な問題があってひきこもりということも考えられないことはないと思います。そのため、区切りというものはないのですけれども、ただそれが本当にそのひきこもりという判断になるのかどうかというのはちょっと、その状況によっていろいろと変わってくるかとは思いますが、このガイドラインについては64歳までとかという区切りでのガイドラインの表にはなっていないです。

以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今の説明だと、40歳から64歳というふうに厳密に数字で区切った場合は61万人よりも下回ると、その可能性があるということですよ。65歳以上の人は含んでいませんからね。それはそうですね。分かりました。

それで、もう一つこの関係でお尋ねしたかったのは、今回のコロナ禍で巣籠もりという言葉がよく聞かれました。こういう言葉が使われる状況というか、こういうものがひきこもりという、こういう事態に与えた影響みたいなものについてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 確かにコロナ禍の中で外出がなかなかできないというか、その中で家の中とか部屋に籠もってしまうというような状況が出るわけでありましてけれども、それとひきこもりの関係というのは、正式にはまずどんなような因果関係あるかというのは実際には何も数字として表れてきているものはないと思います。私の考えということでお聞きになったわけですが、その中で、例えば精神的にだんだん病んできて、例えば表に出られなくなるとかというようなことによって、例えばその後引き籠もってしまうとかということもないとは言えないと思いますが、現実として実際にそのような状況があったかどうかということについてはちょっと、私も情報不足なものですから、分からない状況です。

以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 先ほどの町長の回答の中でも、家族の相談が多いということがあったと思います。私もその担当のところで、毎回来る家族もいらっしゃるというふうには話を聞きました。本当にこの問題は家族の支援というのが肝要なのだというふうには思うわけです。本人が出てこれない分、やっぱりその家族を通してこの問題に当たるというふうにならざるを得ないのだろうというふうには思います。

それで、特に来年度新しい施策というのはないように伺いましたけれども、国としては、新聞情報ですけれども、22年度、市町村にも相談窓口ということで、もちろん全国のベースですけれども、31億7,000万円の予算化をするということが言われております。ぜひ何かこういったことを、遊佐町はもう窓口は既にあるわけですけれども、ほかのひきこもりの解消に向けて関連づけて使えるような施策があるかどうかぜひ見極めていただきたいと、検討していただきたいということの一つ申し上げておきます。

それから、新しい試みというか、来年度からのやり方の一つというもので私がその記事で目にしたのは、このコロナ禍でオンラインによるものがいろいろやられました。学校の授業だってオンラインで行われたり。これがひきこもりのことについてオンラインで行われている事例があるようです。それで、その記事の中では、ひきこもりの当事者がオンラインで交流する取組も広がっています。人と会うのが苦手でも、顔を出さずに参加できるオンライン交流なら無理をせず、寂しいときも落ち着くまで話を聞いてもらえてありがたいという感想が寄せられているということがありますので、なるべく広い対応というか、そういった中でこういったものも考えていただければというふうには思います。

それから、先ほど年齢の関係で、そういうふうには上限はないのだということで聞いたわけですが、この関係で私が一つ気になるのは、最近やっぱり、新聞で目にしたのですが、セルフネグレクトという言葉が出ていました。これは、食事をしない、入浴をしないなど自分の世話をしない、何らかの生活のしづらさが起きているのに誰にも助けを求めない人たちがいます。最悪の場合、孤独死に至ることもというふうな書き方です。それで、これが何でひきこもりと、当然ひきこもりと関連してくるわけですが、ちょっと私が気になるのは、やっぱり私もいろんな話を議員という立場で伺う機会があるわけですが、ごみ屋敷という言葉があります。これに類しているのかなと思うような例がやはりなくはないのです。だから、こういった問題がやはりこのひきこもりのあれでは、特に年齢との関係では注視していくべき部分かなというふうに思っておりますので、申し添えておきます。

それで、町長のほうから9060という話もう既に解説が出たのですが、これは私も最近テレビで見て初めて、ドキュメントだったのですが、それを見て驚いたので、少し述べたいと思います。タイトルは「おいてけぼり—9060家族—」というタイトルでした。愛知県で91歳の父親が自分の年金18万円だけを頼り、63歳の長男と52歳の次女、ひきこもりの子供2人と暮らす2年間取材した番組でした。こういう番組だったのです。それで、父親は取材の途中で92歳で亡くなってしまいうのですが、その後の子供たちの行く末というのはなかなか容易でないことを示してしまっていて、非常に重みのあるドキュメンタリーだったのです。どうぞぜひとも皆さんも、ネットで見れると思いますので、御覧になっていただけたらというふうに思います。以上がひきこもりについてです。

あと、人工透析についてですが、これについては前向きのそういう町のほうで冬期間対応するという回

答をいただきましたし、それからただ申し上げなければならないのは、あいにく人工透析はこれはもう当然長期にわたらざるを得ません。来年度以降もぜひ継続的に事業実施をお願いいたしまして、私の質問といたします。どうもありがとうございました。

議長（土門治明君）　これにて、4番、佐藤光保議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日12月8日午前10時まで散会いたします。

（午後4時14分）